

第五十八回国会
衆議院
内閣
委員
会
議
録
第
十
五
号

昭和四十三年四月十九日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 浦野 幸男君

理事 藤尾 正行君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

内海 英男君

塩谷 一夫君

淡谷 悠藏君

米内山義一郎君

出席國務大臣

國務大臣
(總理府總務長)

田中 龍夫君

出席政府委員

總理府恩給局長

矢倉 一郎君

委員外の出席者

總理府恩給局長
給問題審議室長

大蔵省主計局主
計官

専 門 員

茨木 純一君

四月十八日

王子野戦病院の開設反対に関する請願(加藤勘
十君紹介)(第四二二八号)

同(島上善五郎君紹介)(第四二二九号)

同(河野密君紹介)(第四一七五号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第四二六六号)

公務員の賃金抑制及び定員削減反対等に関する
請願(川村義義君紹介)(第四一三〇号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第四一三二一号)

金鶏納草受章者の処遇に関する請願(瀬戸山三
男君紹介)(第四一三二二号)

国及び地方公共団体建設関係職員に現場手当支
給に関する請願(森下國雄君紹介)(第四二九四
号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
五四号)

○三池委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、
審議を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。大出俊君。

○大出委員 昨日、恩給審議会前会長の新居さん
にお見えいただきまして、理事会の結論に基づき
会長のみに対して質問をする、こういうことで質
問申し上げたわけでありましたが、実はこの答申を
昨晚少し念を入れて読んでみようとと思って読み始
めたところが、きわめて不親切なものである答申でござ
いまして——答申そのものではなくて、書き方
なんです。これは世の中の方にこの答申を読ま
したって、何をどこでどう言おうとしているのか
さっぱりわからぬということだけでございま
す。しかも、これから将来に向かって恩給制度を
新しい時代にどう適合させるかというような問題
あるいは戦後処理に類する問題などを中心にいた
しまして、ある意味ではパイブルになりかねない
問題でありますから、そういう意味では実相は相当な
これは時間をいただいて、一つずつ詰めてまいり
ませんと、将来、担当委員会は一体当時何をして
おったかということが問題になりますから、した
がって、その辺をひとつお含みの上で、御答弁を
いただき、時間がかかりますけれども、ひとつ

論議を尽くさしていただきたいと思うわけであり
ます。

そこで、この答申が出てくるわけでありま
す。恩給審議会に、恩給法の二条ノ二を加えま
して、その二条ノ二の趣旨、これをおそらく中心に
した諮問をしたのだらうと思いますが、この答申
のページ数があるから何ページと申し上げ
られませんが、一番劈頭にこの諮問の趣旨
らしいことが書いてあるのではありませんか、これ
はわからないわけでありまして。何を一体諮問をし
ようとしたのか、恩給審議会に諮問をした重点
内容、こういうものをこの席でひとつあらためて
御説明を賜わりたいわけでありまして。ここに書い
てあるだけではわかりません。

○田中國務大臣 この諮問の内容は、基本的に重
要な問題につきまして答申を願ったので、戦後に
おける退職公務員及びその遺族に対する恩給上の
処遇について、いわゆる軍人恩給の廃止ないしは
復活、あるいは公務員給与の改定というものに伴
う恩給年額の増額等、戦前には見られなかったこ
れらの消長と変遷について、特に重要な事項につ
いて御答申を願いたい、こういうふうに趣旨
の要旨が出されておるわけでございます。なお、
その間の経過につきましては、担当の恩給局長か
らさらに詳細に御報告をいたさせます。

○大出委員 長官、いまのお話はなわからぬで
す。話を区切って承りたいのですが、二条ノ二と
いうものについてはどういう諮問をされたのか。
実は昨日審議会会長に承りましたら、解釈権など
ということについては諮問を受けていない、運用
についての諮問をいただいたんだと言っておるの
であります。前に私が塚原総務長官に御質問申
し上げました議事録をここに持っておりますが、
たいへん中身が食い違いますので、はっきりして
いただきたい。

○田中國務大臣 特に二条ノ二の問題を諮問いた
したというわけではございません。

○大出委員 特に二条ノ二を諮問したというわけ
ではございませんと言ったって、ここで矢倉さ
ん、あなただって答えておる。恩給審議会に解
釈、運用について諮問をすると言っている。長
官、あなたそういう答弁は困るじゃないですか。
前の議事録はほごになったんじゃないんですか
ら。

○矢倉政府委員 実は当委員会でもたびたび申し
上げたわけですが、諮問のしかたをいたしまし
ては、いま田中長官の答えられましたよう
に、恩給に関する重要事項ということで、その重
要事項の中には、当然恩給に対する諸課題とも
に、新たに設けられた調整規定の運用のしかたを
どうするかという——これは申し上げましたよう
に、解釈権は確かに政府にございます。したがっ
て、解釈のしかたをどうするかということは政府
側でできるんだけれども、これを運用面としてど
う運用していくかというときに、せっかく第三者
機関としての審議会ができたので、そこで学識経
験者の御意見を伺って、その運用のあり方を公正
ならしめよう、こういうことでやりましたので、
したがって、当時諮問事項としてあげました、そ
の重要事項という抽象的表現で御諮問申し上げ
た、こういうことでございます。

○大出委員 文章に書いて抽象的な諮問をされた
にしても、審議委員の方々が恩給を知らないから
云々という意味ではありませんけれども、抽象的
な諮問をした以上は、審議会の席上で、この抽象
的な文句の意味する内容はかくかくしかじかでござ
いますと説明をしなければ、審議会の諸君にわ
かるはずではないでしょう。そこで矢倉さん、塚原
さんのおいでにならないからあなたの答弁を申し
上げますが、四十二年六月二十日の私の質問に対

するあなたのお答え。議事録によりますと、「二条ノ二の御審議をいただきましたときに、政府側としてお答えを申し上げました中で、この調整規定についてはいろいろな解釈のしかたがあるかと存じます」これがまず一つです。「そこでこの運用については、やはりそれなりにいろいろな制度の運用にも影響を与えます」つまり、解釈のしかたで運用のしかたにいろいろな影響を与える。したがってそれらのことを審議中に諮問をする、こういうあなたのお答えなんです。私は、解釈権というものは提案をした政府になければならぬというのを一貫して申し上げておる。ところが、そのときのあなたの答弁は、解釈権はそうかもしれないけれども、解釈のしかたがいろいろあるんだ、そのうちのどれかというものは、あなたのはおっしゃらない。どれかを言わなければ、政府の解釈というものは出てこない。法案を提出する以上は、いろいろあるんだからどれかわからないという解釈のしかたはない。つまり解釈のしかたがいろいろある、運用のしかたもいろいろある、それを諮問する、こういうのだから、私は解釈権がないではないかと申し上げているわけであります。そうすると、この形で諮問した限りは、審議会はいくつかの解釈のしかたのうちどの解釈をとるかということが諮問の内容になっているはずだ。その解釈のしかたの一つとして、物価を中心にして公務員の給与というものに補完的な役割を持たせようという解釈のしかたをとった。そうでしょう。解釈のしかたがいろいろあった。そのうちのどれかということ政府は諮問をしたわけなんだから、政府には定まった解釈のしかたがなかった。だから、昨日審議会会長はしきりに運用についておっしゃったけれども、解釈権を含めて、解釈のしかた、いろいろあるうちのどの解釈をするのが正しいのかということ、運用の方法と、これが重要な諮問事項であつたはずなんです。そう理解しなきゃいけませんか。

○矢倉政府委員 この点については、先ほどお読み上げになりましたようなお答えを申し上げたと思ひます。また、別に受田先生からの御質疑で、解釈権が政府にないというのはいかがい、こういう御質問がございまして、確かに解釈権は政府にございましてというお答えをそのときにもいたしましたと思ひます。ただしその解釈のしかたというのは、たとえば公務員給与とか物価とかその他の諸条件をあけておきますので、そこでそれをどういうふうな理解するかということが、一つの運用のしかたの問題につながりますので、そこで実は昨年のお答えが少しあいまいであつたかも知れませんが、解釈権そのものが政府にないとは申し上げておられません。そのしかたの問題と運用とからみますので、そこで運用のあり方とともに、実は審議会には、この規定の解釈のしかたというのがあるから、恩給の本質論から出発してどう考えるかというふうな御説明を、われわれはそれなりにいたしてまいりましたわけでございます。

○大出委員 これは簡単なことではないからこういふひつかかり方をするのですけれども、解釈のしかたがいろいろある、そのうちのどれかを一体審議会はきりの答弁の中では、いろいろ解釈のしかたがありまして、いろいろな角度から論議をいたしましたと言っている。私がアメリカ法、フランス法の例をあげましたら、そういう議論もいたしたと言っている。そうすると、解釈のしかたについて、審議会はいくつかの論議をされたわけですね。それから運用のしかたについても、いろいろ論議をされたわけですね。お説のとおり、解釈のしかたをこれだといふふうにおきめになれば、その解釈のしかたに就いて、つまりその解釈に基づく運用というものが出てくるわけでありますから、つながってまいります。それがこの答申の中心になつていふように理解をしなければならぬ。本来、政府がこう解釈をするというべきであつたのに、審議会に預けて審議会から出してもらつたという形で、将来こういふ運用をするということになつていく筋合ひになる、こういうことなんですね。そこで念のために承つておきますが、この審議会の答申でいうところの五%の物価変動、これが中心になつておりますが、今後政府は一体どういふ解釈、運用をお考えになつておられますか。

○矢倉政府委員 審議会の答申は、きのうも会長から申されましたように、一応恩給の実質価値というものを維持していく、その一つの考え方は消費者物価といふことになる。その消費者物価を五%という一つの基準によつて運用していくという線をお示しになりましたので、したがつて政府側は、今後この御答申の趣旨が審議会としての運用のあり方ということに相なりますので、これらの点については審議会御答申の線を尊重しつつこれを制度化していくというのが、今後のあり方でございます。

○大出委員 そうすると、もう少し具体的に重点を明らかにさせていただきたいのですが、「調整の基準」という項が審議会の答申にございまして、この中心点は、「恩給年額の調整における不可欠の要件である」という前段が一つありまして、「この場合、その運用については、五%以上消費者物価が上昇した場合にそれに応じて恩給年額を改定すべきもの」とし、将来におけるその実効性を確保する観点から、これを制度化するなど所要の措置を講ずることが適当である。これが運用のポイントだと思ふのですが、このとおり尊重するという立場にお立ちになるわけですか。

○矢倉政府委員 この審議会を設置されました本旨からいたしますと、この答申の御趣旨に沿いつつ政府側としては実行に移すべきであらう、かように考えております。

○大出委員 さらに念のため伺いたします。きのうの新居会長の答弁によりますと、この答申に従つてこの調整の基準等をこのとおり実行していくということが政府の義務であるといふふうに義務づけ、こういう意見が審議会の委員の方の中にあつた。これは会長の解釈です。しかし私は、政府が諮問をした限り、このとおりこの趣旨をやつていくということは、書かなくても、これは当然過ぎるほど当然な政府の義務だ、実はこういう理解をいたしましたから、特に義務づけるという表現を使わなかつた。しかし、諮問を受けて答申を出す限りは、これを政府が実行していくということは、制度化していくということは、当然過ぎるほど当然な義務だ、こういうふうな言つておられました。それで私はこの制度化にこだわつて念を押しましたが、これは当然制度化なんだから、これをきつて、これをきつておられます。したがつて、これを出したにあつては、事務局としてその事務に当たつた恩給局の皆さんも、それは承知の上でしょう。だとすると、その意思が疎通してないはずはない。してみると、きのう会長が答弁されたときに、当然な義務として、当然過ぎるほど当然であるということばを使いましたが、そういう理解をお持ちですか、どうですか。

○矢倉政府委員 会長からきのう御説明がございましたように、審議会の過程ではいろいろな論議がございました。そして、会長のお説のような政府側に義務づけるという意見も、確かにあつたことは事実でございますが、しかし、審議会としてそこまで申すのは申し過ぎであらう、こういうことになりまして、ただいまお読み上げになりました「改定すべきもの」ということばの中に、そういう審議会の意思を十分盛り込んでいるのではないだろうかということ、昨日のような会長の発言になつたことでございます。

○大出委員 ここにいうところの「恩給年額を改定すべきもの」、つまり「五%以上消費者物価が上昇した場合にそれに応じて恩給年額を改定すべきもの」、ここにその意思をあらわしている、こういういまの答弁でございますから、それはそのとおり当然の義務として受け取つておられるもの、この理解をいたします。

そこで、ここに「実効性」といふことがありますが、実効性というものは、一体どういふ理解をすればよろしいのですか。

○矢倉政府委員　そこに掲げられている考え方、その基準の最初に、恩給の実質的価値ということをしきりにいっておられます。そこで、この実質的価値というものが失われぬということを考えなければならぬ、その意味で実効性という言い方を、これとちやうど裏はらの関係で実効性確保が求められるのだ、その意味の表現をこのような形でなされたことと、それをやはり制度化するということ、実効性という強められた形での表現に相なったのではない、かように考えます。

○大出委員　少し足りないような気がするのですが、これもくどいようですが申し上げておきますが、実効性ということでは、これは恩給の根本理念に結びついていて考えなければならぬ。つまり恩給というものは何ですかという質問を、きわめて素朴な質問のようでありますが、先般の国会で私が質問を申し上げたわけでありす。退職時に恩給の給与が一つの価値判断になっておりますが、退職した場合にその何割かをもらう恩給でございます、その意味では、勤続年数によりまして、所得の多少の減耗というものも出てまいります。それをひとつ詰めていこうということが、一つあったわけでありす。つまり所得というものが中心になる限りは、ここでいうところの実効性というのは、あるいは価値を保存していくということは、退職のときの価値という一つの時期判断があるだろうと思ひます。つまり退職のときの給与が基準になるわけでありすから、その価値を、物価変動あるいは公務員の給与の上昇、国民生活の水準の変動等があった場合に、それを保存していく、こういう意味だろうと私は考えるわけでありす、そこらのところは、どういふふうにお考えでございますか。

○矢倉政府委員　大出委員からの御質問で、恩給といふのは何かということがこれまでも論議されたわけでありす、恩給そのものは、やはり公務員が長期に在職し、そうして国に奉仕をしたことに対して、いわゆる経済条件の変化による減損補てんというふうなことで申し上げてまいりました。そこで、いわゆる減損補てんをしていくというときの恩給の基本的な態度というものは、やはり旧来とも退職したときの一定の条件で考えられたと思ひます。いわゆる退職時俸給と在職年というところを基準にして、これまで恩給が運用されてまいりました。したがって、ただいま御指摘のようないわゆる退職時における給与と年限を基礎にして恩給を考えていく、経済条件が非常に安定しておれば、旧来ともそのままで推移してよかつたのでございまいしょうが、経済的な諸条件が大きく変化していく中では、当然それに見合つて考え直していくということが必要であるところから、いわゆる実効性の確保という点においても、そういうふうな経済的な諸条件の変化に対応させて恩給を見直していくという考え方があつたと考えられます。

○大出委員　そこで、きのうの問題に重複するきらいがありますけれども、審議会の会長さんという立場と政府の恩給所管の責任者という立場である矢倉恩給局長さんとは立場が違いますから、そういう意味で確認を求めたいのでありますが、この答申の言う運用の中心点、調整機能の問題でございますが、いまおっしゃつた経済的な低下、所得の低下に対する減損補てんだということ、言い方はいろいろございまいしょうが、要するにそういう意味のことだろうと思ひます。したがつて、それを補てんする、実質的価値を低下させない、実効性を確保する、こういう観点から、物価の五割という変動を一つの基準に取り上げた。あわせてこの公務員の給与というものが補完的な立場で見られてゐる、こういうことになるわけですから、それに大きく国民の生活水準というものがかかつてくる、こういう立場だろうと思ひます。このことが改正恩給法の二条ノ二にいうところの「国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている調整規定、この立て方ですね、問題は、昨日も私も触れましたが、すなわち考えれば、物価が中心になるべきもので

ではない、あくまでも退職時の公務員の経済的な価値判断をいたしまして、その価値を維持していくというところが中心になる限りは、所得が基礎にならなければならぬ、こういうことになる、このふりうに実は考えておるわけでございますが、ここで物価という問題が他の公的年金と違つた形で国家公務員の恩給法の二条ノ二というところに入つてきておる。これは昨日申し上げましたが、厚生年金が他の公的年金の一つの中心になつておる、公的年金の他の公的年金のほうには物価と公務員給与といふものが入つていない。「国民の生活水準その他の諸事情」なんです。してみると、ここに明確な違いがある。歴史的には、これは厚生年金に合わせようとしたけれども、公務員の恩給といふものには歴史がある、そういうふうな点から色をつけるということで、物価が入り、現職公務員の給与が入つてきているわけですね。したがつて、歴史を踏まえてすなわち解釈をすれば、どうも物価が基準になるということには多少の無理を感じるわけでありす。今日たまたま物価変動が激し過ぎるということが、人間ですからどうしても頭にくることは事実ですけれども、だからといって、長い将来を考えた場合に、やはり理論的にはそういうものであつてはいけぬ、これはないかという気がするわけでありす。そういう意味で、この法律のすなおな解釈からいけば、いま読み上げましたとおり「公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情」、こうなつておるわけでありす、そこらはどういふふうな理解をされておるわけですか。

○矢倉政府委員　恩給法の二条ノ二の立法過程では、申し上げてまいりましたように、一応恩給受給者といふのは、かつて公務員であつた人たちである、したがつて、厚生年金法に調整規定の先例はあるけれども、やはり恩給法の独自性というものがあつて、いふまでもない、こういうこと、一応公務員給与といふものについてはやはり一つの問題として考えておく必要がある、こういうところから、立法経過をいたしましては、公

務員の給与といふものが入り、それから物価という御指摘のようなそれと、その他の諸事情という形で結んで、そうしてそれに著しい変動があつた場合といふことで規定をいたしてまいつた経過でございます。この点は、大出先生の御指摘のとおりでございます。

そこで、それをどういふふうにお考えをなさるかという点につきましては、きのう会長からもいろいろ御報告がございましたように、実は公務員給与をにらんでいくべきではないだろうかという意見が、かなり強く出たことは事実でございます。そこで、一体それでは公務員給与をどういふふうに考えようかというときに、昨日のお話にもございましたように、公務員の給与にはいろいろな要素が入り込んでゐるので、これをばらしていくということがかなり技術的にむずかしい。そこで、そういうことを基準とする場合に、それではどこにその内容的なものをよりどころとして考えるかという点に技術的な困難性を感じるというふうなところから、一番端的に出てくるという問題、しかもいわゆる恩給受給者の生活という問題を、やはり長期の在職者については考えていかざるを得ない、こういう点からいふ考え方をとるときに、先ほど御議論のございましたように、いわゆる恩給の実効性の確保といふふうな点も、実は生活面から考えていくときに、必ず物価という問題が考えられなきやならない。しかし、物価を考えると、その物価を不可欠の要件とするという基礎の考え方を明確にしつつ、実は公務員給与については、まるつきり無関係なものである、これは、この法の規定の運用として適切ではあるまい。

そこで、物価を不可欠の要件としつつ、公務員給与その他のいわゆる国民の生活水準といふことも言われている。そこで、生活維持的な部分と生活上部分との両面からの考え方を必要とするだろう。こういうところから、維持分を物価で押さへ、向上分を公務員給与または国民の生活水準といふことで見ていくとする考え方が御議論の中に出て、あのような結論になつたわけでございます。

○大出委員 きのう審議委員会長は、いまの維持分と向上分に分けたなどというところをおっしゃってありません。おりませんが、より専門家である恩給局長のほうが詳しいわけでありまして、おそろくそなたのだと思ひます。そうすると、なおここに問題が出てくるわけでありまして、というのは、少し詳しい説明がほしいのであります。きのうも例にちよつとあげましたが、フランスの一九四八年法といわれる、文武官の退職年金制度の改革に関する法律というふうに訳していいものがあります。この中身は、おそろくお調べになつておると思うのであります。公務員給与に比例して上げなければならぬというのが原則なんだ。現職公務員の給与に比例して退職公務員の恩給といふものは上げられなければならない。比例なんです、これは。そういたしますと、何が差になるかということになると、現職の公務員は昇給をいたしますけれども、退職公務員は昇給いたしません。一定比率で退職時の給与が基礎になつて恩給額がきまるわけでありまして、したがつて、これをそのまま価値をどうして維持していくかということなんです。ところが、その限りで現職公務員の給与との比例、こういうことなんです。そうすると、これは非常に明確なんです。それじゃ、一体フランスの公務員の給与は、何によつてどうきまるか、制度的に。ここに一つの問題がある。日本の公務員の給与は、何によつてどうきまるか、という問題が一つある。同じ相関連する問題です。それからもう一つ、アメリカ法でいうと一九六四年、アメリカの公務員退職法という法律ができております。この公務員退職法に基づきますと、物価指数が基準ですね。物価指数が年間平均三%以上の変動があつた場合となつておる。この答申はきわめて不明確なんです。このところは、「物価」と、こういうふうにあげておるのだけれども、五%と単にいつておるだけです。アメリカの場合には、三%以上物価が上がつたら指数をかける、きわめて明確なんです。そうすると、アメリカの公務員の給与というのは、一体何によつて

も、実はアメリカと異なつて消費者物価以外にも一応——先ほどいふ維持分と向上分と分けましたけれども、その向上分的なものとして見ていくという線が一応成り立つという考え方をとられましたので、そこでアメリカ方式でもフランス方式でもない日本の年金制度の運用のあり方はいかにすべきであらうか、かようなことが論議の筋道として出てまいつたわけでございます。

○矢倉政府委員 各国の恩給制度は、それぞれその国の独自性から、あるものは物価指数により、あるものは公務員給与による、そういうそれぞれの特異性に即応して、やはりこの退職年金制度もできていくと考えられます。しかし、年金であるたてまえ上、ある程度の共通性を持つということには事実だろつと思ふのです。したがつて、わが国の公務員の給与の決定される経緯、それからその給与の決定の条件となる諸要素、これらの問題が、必然的に年金を考えるとこのさしになるであらうと考えられます。したがつて、議論の段階といたしましては、これらの諸国の制度といふものと対比しながら、日本の恩給のいわゆる調整規定をどのように運用していくかということが、課題にもなつたこととございします。日本の給与といふものを考えるときに給与の変遷を追つてまいりますと、大出先生の御専門でいらっしゃるわけでありまして、いろいろな要素で変化を遂げてきておられますので、そこでその経緯を追つてきたときに、公務員給与を直ちにそのままでフランスのそれのようにしていくということにはやはり問題があるんじゃないかという議論が出ました。また物価でかりにまいる場合にも、アメリカの場合には三ヶ月間いわたる三%以上の上昇が指数で示されたときに、その一番高い率でもつて実は調整をしていくことに相なつておりますので、物価を考えるとアメリカ方式をどう考えるかという議論もございしました。しかしながら日本のこの考え方を消費者物価に求める場合、先ほど申し上げましたように、公務員給与

「五パーセント以上消費者物価が上昇した場合」ということで下降の場合をとつておりませんから、その限りでは一つの歯どめがあるから、まあ曲げて理解しようと思へばできないわけではないのであります。筋道からいいますと筋は通らないといふのが、しからば日本の公務員の給与といふものはどういふふうにかきめるといふ場合、これは矢倉さん人事院の御出身でありますからよく御存じだと思ひますが、人事院は公務員法に書いてあるとおりやつていない。公務員の生計費といふものが前段に出ていて、ポツが打つてある。それから民間給与比較なんです。そうすると、公務員の生活の実態といふものは、人事院は常に把握していかなければいかぬわけだ。独自の給与決定をしていいたわけだ。ところが例年やつております——昨年の例ではございせんが、六千七百事業所をとりました民間比較が中心になるのです。これは先般春闘の積み残しがどうのこうのという議論になつていゝわけですね。物価といふものは独自にはとらえていないけれども、日本の公務員給与はしからば物価はどこに入ってくるかという、民間給与と上昇分に物価が含まれているという解釈で、間接的に日本の公務員給与には物価の要素が入っているんだということできめられてきていゝわけですね。そうすると、そういう日本の給与決定のあり方からして、直接的に物価が出てくるというところはどこを考へても筋が通らない。たとえば、民間の給与が基準になるとするならば、物価変動と民間給与はどういう関係にある

かということはいふまでもない。なせならば、これは単に恩給法だけに出てきているものではなくて従来の公的年金とからむ。共済年金等ももちろん大きくからみます。私学共済とかからむでしょう。そうなつてまいりますと、ますますもつてこの答申といふものが基準になるとすれば、厚生年金には物価なんといふことが入っていないから、厚生年金をもつて統一しようとする限り公的年金のほうには物価は入っていない。だからきのうも申し上げましたが、政府は各種年金の改定基準なんといふようなことをあつて考えざるを得なくなつていゝわけですね。物価スライド制に共通基準年金指数を新設なんといふことでしよう、そうですね。これはどうなるかわからないやうですね。それはなぜかといふと、いままでなかつたところに基準を求めたからです。その証拠に、あとから御質問いたしますが、昨年の恩給改定一〇%、二〇%、二八・五%をめぐつて私が質問をいたしました。そのときに一体何が基礎かといふ点で、物価はどうだと言つたところが、局長はついに物価といふことを言わなかつた。言えない背景があるといふことは私も知つてゐる。軍恩連だつてあるいは遺族会だつて傷痍軍人会だつて、物価と言つて納得しない。そういう要素もあつた。だからあなたのほうは物価を表面に出してない。藤尾さんの質問のときに、私は横のほうで聞いておつて、あなたは物価といふことを言われた。あれはだいたい答弁が交わつてきておる。つまりこの審議会答申が物価に重点が置かれたので、局長は安心して物価といふ方をしたんだらうと思ひますけれども、私は藤尾さんの質問をまた聞きをして輸入をしておる

きまるか、制度的に。これは相関連をしておるのです。そうすると、フランス法の成り立ち方、アメリカ法の成り立ち方は、おのおのの国の現職公務員の給与の決定の方法によつて違つてきておる。じゃ、日本の場合はそれになつてどうするかといふ、日本の公務員給与の決定の方法とくらまなければならぬ。筋からいへば、こういう筋になる。そこらのところまで御議論がついておりますか。

かといふことは理論的に考えればわかることとあります。しかしこれはここでこれ以上議論したところで、答申が一応出ているわけでありまして、しかし将来のために私は一言言つておきたかつたわけでありまして、やはり公務員給与といふものが中心に考えられるのが公務員恩給の基礎でなければならぬといふ気が私はする。なせならば、これは単に恩給法だけに出てきているものではなくて従来の公的年金とからむ。共済年金等ももちろん大きくからみます。私学共済とかからむでしょう。そうなつてまいりますと、ますますもつてこの答申といふものが基準になるとすれば、厚生年金には物価なんといふことが入っていないから、厚生年金をもつて統一しようとする限り公的年金のほうには物価は入っていない。だからきのうも申し上げましたが、政府は各種年金の改定基準なんといふようなことをあつて考えざるを得なくなつていゝわけですね。物価スライド制に共通基準年金指数を新設なんといふことでしよう、そうですね。これはどうなるかわからないやうですね。それはなぜかといふと、いままでなかつたところに基準を求めたからです。その証拠に、あとから御質問いたしますが、昨年の恩給改定一〇%、二〇%、二八・五%をめぐつて私が質問をいたしました。そのときに一体何が基礎かといふ点で、物価はどうだと言つたところが、局長はついに物価といふことを言わなかつた。言えない背景があるといふことは私も知つてゐる。軍恩連だつてあるいは遺族会だつて傷痍軍人会だつて、物価と言つて納得しない。そういう要素もあつた。だからあなたのほうは物価を表面に出してない。藤尾さんの質問のときに、私は横のほうで聞いておつて、あなたは物価といふことを言われた。あれはだいたい答弁が交わつてきておる。つまりこの審議会答申が物価に重点が置かれたので、局長は安心して物価といふ方をしたんだらうと思ひますけれども、私は藤尾さんの質問をまた聞きをして輸入をしておる

この辺でという考え方、これをどこまで、あなた方は通されたつもりですか。以下こまかく質問いたしますけれども、前段で伺っておきたいのです。

を曲げるわけにはまいりません。そこで私は実は恩給というものも一つの給与だと考えざるを得ませんので、そこで給与にはある程度のやはり合理

いうことで、ある意味では荒唐無稽に近い——二十八年に軍恩の復活をした、押えに押えていたのが爆発をしたわけですから、ずいぶんそれは激しい要求も当時はあった。そうすると、それに押されてやむを得ず手をつけた。つけたら次に不合理ではないかということでそつちのほうにいくということになる。だからそういう合理性の追求をお

追求という形で問題を考えていく、たとえば、法文でいけば「何々等」とか「その他」というふうな形式に近いような考え方を一応は持つていくと、いうことを審議会でもいつておられます。しかし、問題はこれまで大半出尽くしていると考えられますので、そこで出尽くしている問題の処理に一応の結末をつけたので、審議会としてはこれで

すべてが終わったと考えるという趣旨であり、趣旨であり、なおそれと関連して問題がかりに起こった場合には、というふうな意向をお持ちになったようでございます。

○大出委員 具体的問題で相当時間がかかりますから、あまりここで時間をとりたくはないのですけれども、具体的な問題の重要な論点にかかわり合いがありますので、実はいまのようなものの上上げ方をしているのではありません。

ページ数がないので何とも申し上げにくいのですが、佐藤参事さんあての第一ページがありますが、この一枚あけた2のところで、「提起された問題についてはすべてを審議の対象として取り上げ、適正な意見を示すことによつて、多年懸案とされている恩給問題の処理に区切りをつけようとしたものである。」と書いてありますが、そうするとこれは、すべてを取り上げたことになつてゐる。そして「適正な意見を示すことによつて、懸案について区切りをつけた、こういうものなんですね。そう理解しなければならぬ。だから、それをそのまま受け取るとすれば、すべてこれによれということなんです。ところがそれはいかないのだというのを私は提起をしたわけです。あとからこれは指摘をいたしますが、そういうふうに、実はいまの御答弁からすれば、そのつもりだが、なおかつ出てくるとすればそれはいろいろお話しなんですから、その範囲に含まれるものという理解をしたいのでありますが、それでよろしうございませうか。

○矢倉政府委員 政府が諮問事項として、先ほど議論のございましたような比較的抽象的な文言での諮問をいたしましたわけですが、しかし、政府側としてこの審議会に提起すべき問題というものは、実は審議会の日取りの関係で、中間におきましてはそれのうち重要事項だけを審議するかという御審議の経過もあつたのですが、しかし、やはりいろいろな問題を提起されていることについて、こちらで一応のケリをつけるべきじゃないかという審議会の御意向もございまして、そこで問題として

提起すべきものはすべて出せ、こういうことになりまして、そこで出した結果が、要するに五十数項目の課題ということになつたわけでございます。したがつて、審議会の態度としては、出されるべき問題はすべて出尽くしたのだ、こういう認識のもとに立つておられるわけでございます。そこがいわゆるケリをつけたという、こういう表現になつておられるわけでございます。

○大出委員 わかりました。それから三番目の問題は、恩給の終戦に伴う特殊事情に基づく諸問題、言いかえれば戦後処理ですね。戦後処理、戦後処理といわれるもの、これが三番目にあるわけでありまして。ここで私は一つ答弁をいたしたいのは、終戦処理というのは、あくまでも終戦処理ということに限られる性格のものであります。この委員会でも在外財産の問題を取り上げましたし、農地報償などというものを取り上げましたし、いろいろやりました。まだまだ終戦処理はたくさんあると思ひますけれども、しかし恩給における終戦処理、戦後処理、この問題が今回のこの答申の中にもたくさんあるわけでありまして。そこで、この種のものは特殊事情に基づくやらないで、この種のものは特殊事情に基づく種々の団体があつたのだが、その団体はすでに解散しているなどという問題が出てくるわけでありまして、それだとすると、できるだけ広くこれは救済すべきであるというのが私の解釈なんです。終戦処理、戦後処理ということに關する限りはできるだけ広く救済をしていくべきである。こういう実はものの方を考へるべきだと思つてゐるわけでありまして。ここでは「本旨に則つて妥当な対策を講ずることが必要である」と考えた。」というふうなことで戦犯の皆さんの問題、追放者の処遇あるいは外国特殊法人というふうなことにいつてのいろいろなものをあげておられます。しかし私は、これはいま申しましたように、救済し得るものはできるだけ救済していくという態度が私は終戦処理だろ、こう思つてゐるのであります。が、そこらのところを、さつき私が申し上げたど

こまで広げるかということ、どこで切ろうかということ、むずかしいことであります。御答弁にいたしたいと思ひます。

○矢倉政府委員 ただいまの御質疑の点でございますが、実は恩給問題の処理で一番難物がこのいわゆる戦後処理の問題でございます。したがつて、もしこれを無制限に広げればどこまで広がるかという課題になりますし、そこでやはり一定の限界を維持していくことを考へなければならぬ。その限界の考へ方のときに、一応やはり何がしかの恩給と結びつけ得る一応の論拠を見出さないと困るところに一つの線の引き方がございまして、そこで今回のいろいろな諸課題に対する答の引き出し方も、審議会としてはそのような点に着目しながら結論を出されたわけでございます。

○大出委員 この中で切つておるものであります。もうひとつ恩給と結びつけ得る処理のつけ方、こういう観点に立つて理屈があるとなれば処理をつけていただかなければいけない、いまのお話からするとこういう理屈になる、持つて回つた言い方でありまして。なぜそういうことを言うかという、十分理屈があるものを切つておる。しかも他のほうの取り扱いと比べてみて筋が通らないう、別なことを言つておる、こういう面等がありまして、これはあるかないか審議していかなければわかりませんが、皆さんには皆さんの考へが、ありますから……。しかし、もしそこで理屈があるとなれば、答申ではどうなのだがということ、私はあんまり突つていただきたくないと考へるわけですが。言い方がどうも少し、中身に入らずに、前段で綱をかぶせているような言い方で恐縮なんですけれども、お氣がつくだろうと思つて、ひとつ御答弁いただきたい。

○矢倉政府委員 非常に微妙な表現をされておりますので、なかなかお答えがしにくいのであります。ただ審議会のこういう答申を考へられたときの考へ方は、先ほど申し上げましたように、問題として出すべきものは出し尽くしてゐるという

感じが一つ。したがつて、その中で一体どう始末をつけなければいであらうか、こういうことで、先ほど申し上げましたように、恩給と無縁のものにまで広げていくということになりますと、これはもう処理の範疇を越えてしまひますし、したがつて、恩給との関連を十分に考慮しながら各種の問題について判断を下していかれたわけでございます。

○大出委員 具体的な問題に入りたいわけでありまして、その前にもう一点だけ承つておきたいことがあるわけでありまして。それは「国家公務員の給与の上昇が国民の生活水準の伸びを上回るような特別な事情が生じた場合には」とあります。いわゆる濱口さんの内閣の時代のように、世の中たいへんな不景気で、民間の給与がどんどん下がついていく。失業者は町にあふれる。しかし公務員の給与は下がらない。公務員天国という時代があつたのであります。私の子供のときですからわかりませんが、たとえばそういうときのことをさすのですか。

○矢倉政府委員 これを具体的に予測されたわけではございませんでした。想定したかたとしては、たとえば公務員について生活向上分をうんと高く見ている。そうすると、たとえば何か特殊事情があつて非常に高く見過ぎてゐるという場合、この場合に、それは何らか国民の生活水準の引き上げがある程度作用しながら公務員の生活水準の引き上げに影響しておるかもしれないけれども、異常に高くなつてゐる公務員の生活水準の向上分は、そのときには恩給受給者に見るといつときのかたとして、公務員を見るよりは国民の生活水準の上がり分で見えていくほうが——こへ三本あつた趣旨のこれは解釈に際して先ほどのようなことになりまして、その解釈のしかたとして、公務員給与にストリートに寄せろといわれればこれはそういう点が問題、その点が、公務員だけを見ていけばいいのじゃないかということになります。三本の柱がございまして、そこで国民の生活水準が生きたときはいつたろ、か

いう見方でいふようなことになったわけであり
ます。

○大出委員 ただ矢倉さん、私は一つ異論がある
のです。公務員の給与の上昇が国民の生活水準の
伸びをはるかに上回るようなことというのは、
過去から今日まで私の世の中に生きていく限り
あったらどうかという疑問を持っております。
過去から今日まで考えてみたけれどもどうもない
ですね。インフレ、インフレで官吏なんというも
のはみんな——官吏ばかりそろっておられますが、
どれもこれもろくな生活をしてきたものはない。
それでいふと、公務員の給与が異常
に高くなつてしまつたというように、これをこに
麗々と書かれたのは、一体日本の公務員という
ものは浮ばれたのかという気になる。そこで実は
考えてみると、濱口さんの内閣というものは緊縮
政策だなんていつて、公務員天国だったのだとい
うようなことを年寄りが回顧いたしますので、あ
るいはそんなことでも、古い方々が審議会の委員
をやつておられるから考えたのかと思つていま
例に出したわけでありまして。あまり若い生きのい
い方は入つていないようでありますから……と
ころが、それも、学問的に振り返つてみると、大正
三年ないし九年戦役なんというものがあつて、世
の中は民間はたいへん景気がよ過ぎた。そのとき
は公務員は歯を食いしばつて景気のいい中ではま
んしてゐた。そのあとに不景気が来た。緊縮政策
だなんというこゝろになつて取り返しができたくら
いのつもりで、ささやかな給料なんだが、世間に
比較して失業という脅威に直接的にさらされな
いで幾らか助かつた、こういう時代だったのだそ
うですね。そうすると、こゝへ麗々と——あまり
いたして恩給生活者は楽な暮らしをしたことがない
方々ですね。物価ばかり上がつてしまつて四苦八
苦しておる。そういう恩給を論議しておるのに、
どうも夢みだいなことをここに載つて何事かと
いう気がするのです。だから、これを制度に引き
直すときにはこんなものにとつてしまつてほしい
と私は思ふのです、例がないというならば、そ

うものを想定するのだといつても、いまでも生き
てきたおれ先短い方がたくさんあるのですから、
夢みだいな話をされても現実に恩給はふくらま
ないのですから、これはどうもひつかかるけれ
ども、全く特別な事情はないのですか。

○矢倉政府委員 実は二条ノ二の理解を、つまり
選択的に基準を取り上げていくという考え方も一
つございまして、それから当初は、あるいは
総合的に考えていくという考え方も一つの問題の
理解のしかたとしてあり得るかもしれぬというこ
とで、公務員給与なり国民の生活水準なり物価と
いう三本の柱を並べて、そして公務員であつた恩
給受給者の生活実態をできるだけ見ていくとい
う趣旨でこゝに掲げました。そして審議会でいろ
うも議論がございまして、一体国民の生活水準とい
うものはどういふふうな働くだらうかといふこと
も議論がございまして、そこで恩給受給者とい
うものを見るに、不可欠の要件として物価を見
る。国民の生活水準といふものと公務員の生活水
準といふものは確かに違ひがあるかもしれない。
しかし、一応次の段階としては、公務員の生活水
準といふものがあつて、公務員の生活水準とい
ふものの程度を反映すれば、それで調整規
定の運用としては一応の目的を果たすかもしれな
い。こういうことが話の中で出てまいりました。そ
れじゃ、国民の生活水準といふのはまるく切り無
縁なものである話になりまして、そこで国民の生活
水準といふもの、やはり特にこれを拾つたほう
がよいという場合が起つてきたときに、それを
何らか考慮に入れないといふことは適切ではな
い。たまたまいま大出先生は濱口内閣云々の例を
お出しになつたのでありますが、将来の経済的変
動といふのはどう出るかわかりませんので、
そこでひとつこゝに考えられるという程度に理解
していただく、この程度であります。

○大出委員 大きな基金あるいは大きな共済制度
の中に境界価値計算をする日本の制度でありま
せんから、ある意味の調整規定式なものを、経済情
勢の変動その他に応じて再検討ができるのか、何
となく入れる習慣がありますから、その程度のも
のと理解をいたしますが、どうも少し飛び離れた
ような感じがするわけで、この答申という文書の
中だから言ふのでありまして、話なら何でもな
いのですけれども、それで実は指摘しておきたい
と思つたわけでありまして。

そこで、具体的な問題について、ひとつこゝで
比較的総合的な意味の質問を申し上げておきま
すが、今回のこれは恩給法改正案の提案とからん
でいるのでありますが、この老齢者の厚遇である
か、あるいは遺族、傷病者の厚遇であるとか、厚
遇といふのは厚く遇するといふ意味でございま
す。これが先般の手直しの際には出てきていま
す。これをこの答申がとらえて、そういう必要が生
ずる場合も否定はできないと思われ、しかしなが
らかかる措置は調整の基準の適用とは別な問題
として考えることが適當である、こうなつていま
す。これが一応の問題だ。前の改正、今回の改正案、
これが一体この調整の基準とどうからむかとい
ふ論点も一つありますが、こゝで言つておるの
は、明らかに調整の基準の適用の問題とは別な
問題だと言つておるわけです。そうすると、一昨
年十一月二十九日でしたか、中間答申を受けて改
正したものと、また今回提案をしていられるもの、
これらとのからみ合ひをあとで論議しなければなら
ぬと思つておる。そこで、おまけに経過措置の中
で、「ある程度は正しておくことが必要である」とい
ふことになつておつたり、それから「調整の基準
を参照して」といふのがその前についておる。こ
ういふ問題が実はあるわけですね。したがつて、こ
こからからみ合ひをどう考へて、つまり現実は一
べん改正をしてしまつた、改正案が出てい、これを踏
まえて答申が出てきてゐる。この関連は一体「調
整の基準を参照してある程度は正しておくことが
必要だ」といふこととどうからむのですか。

○矢倉政府委員 御審議の過程の中で現在までの
改善措置がいろいろの経緯で行なわれてきたわけ
でありますけれども、その中で昨年の改正が年齢
とかあるいは傷病者とか、そういう特殊な条件に
ある人たちの厚遇制といふか、こゝで、社会政策

的という表現をしたわけですが、そういう形で改
善措置を講じられたわけでありまして。
そこで調整規定といふものを、これを昨年の場
合には、中間答申でも、調整規定の運用を妨げな
い範囲で、こゝういふことになつてゐたわけだ
すが、そこで調整規定の運用といふものを考へる
ときに、この三本にすることの問題点といふもの
は決して考へないわけではございませんでした。そ
こで一応そのときに調整規定をどういふふうに出
してやることになるだらうかという一応の予測を
立てつづこの経過措置のからみのお話が出まし
たわけですが、そういう、少なくとも現在の公務
員の給与とあるいは恩給の仮定俸給との比較の問題
等も出てまいりまして、さういふ問題から、昨年
は一応その中においてなおこゝういふ措置をする
といふことが調整規定の運用を必ずしも妨げるも
のではないかと判断。しかし審議会といひまし
ては、調整規定といふものを考へる以上は、
調整といふのはだれにも同じように適用してい
くのが当然のことなので、そこでさういふ人た
ちの優遇を増進する形でも、そこでは必ずしも適切
でない。しかし、当時はまださういふ調整規定を運
用しておりましたので、そこで増進の中でさうい
う厚遇措置まで考へたという結果になつたわけ
ですが、さういふ点では今後の運用のしかたとし
てはやはり調整基準といふものは一本にしていく
という前提の中で措置していくべきだ。その一本
にするに於いて経過措置といふものが起つて
くるかもしれないのであります。そこで、その
経過措置の扱いといふものを一方で考慮しつつ一本
化へて進んでいく、こんなことがこの考え方のよ
うでございまして。

○大出委員 三本立てといつて、六十五歳未満、
六十五歳以上七十歳未満、七十歳以上とこゝにな
つてゐるわけですね。こゝで言つておるものは、
「各種の恩給受給者を区別することなく、一律に
実施することが適當である」といふ解釈が一つあ
る。これと年齢差、厚遇差といふものは別個のも
のだといふふうに言つてゐるわけですね、もつと

第一類第一号 内閣委員会議録第十五号 昭和四十三年四月十九日

七

具体的に言へば、そうして将来においてそういうことが生ずる場合もあるいはあると思われるけれども、別個の問題として考えろという前段を踏まえて、今度経過措置のほうでは、調整の基準を参酌して、公務員の給与の水準との間の格差、これは仮定俸給表との間のことでありますが、これらのことをある程度是正しておくことが必要だ、こゝらなっております。そうして三本立て、仮定俸給表の統合をはかることだ、こうなっております。これは前回私が質問したときの御答弁からすると、いふぶんおかしなことになると思ひます。一ぺん局長はこの答弁をしておりますから、私はいふぶんよくないのじゃないかと言つたんだけれども、それなりに理由はいろいろお考へになつておられると思ひます。けれども、そこに入つていくと話がだいぶ長くなりますので、基本的考え方だけを聞かしていただいていただければいいのですが、すべての恩給受給者を区別することなく一律に実施するという原則がある。これは調整の方法ですがね。そうしておいて、特殊な優遇措置といふものがときにはあるかもしれない。これは、それをやれと言つていいのじゃないです。つまりそういうことも規定できないものと思はれるという消極的表現ですね。こゝらとしまして、やつてしまったんだからということになるのだからと思ひますけれども、からみ合ひが出てくる。そこらところを基本的に、長い御答弁を要りませんけれども、いままですものはならしてから調整規定の適用に入つていく、こゝらいう意味なのか、いままですやつたのがこの調整規定と合致適合して、答申と合つていてその必要なしといふことなのか、そこらところをひとつお答えいただきたい。

○矢倉政府委員 実はその調整規定の適用ということになると、一本でいいほうがいいという線でございますので、そこでそれを発動していくためには、旧来のいわゆる年齢差等による増額の率を、その中で一応出発のスタートラインをある程度そろえるという考え方、したがつていままです高

く出ている者はその穴埋めのときにはそれだけ少なくなる率が出てまいります。そうしてそれによつてできるだけそろえていけるような姿勢をつくつて、それから調整基準といふものを発動していきたい、こゝらういふことでございます。

○大出委員 だから七十歳以上というのは十月に二・五％上がった。それから六十五歳から七十までが二・〇％上がった、末満が一・〇％だ、こゝらなっております。これは確かに格差がついたわけですね。仮定俸給表をそういう形で掛け算したので、格差がついておる。それを今度の提案でこゝらういふふうに直そうとしている。その限度でいいということなのか、それともやはりもっとちゃんとこの差をそろえて一本にしておくべきなのかどうか。こゝでちゃんと三本立て、仮定俸給表の統合をはかることが適當だ、こゝらういふのですか。そこらがどうかといふことなんです。

○矢倉政府委員 恩給にはベースという考え方はいまとつてありませんけれども、やはり仮定俸給としては一応そろえたかつこゝでスタートラインにつかせる。そうしてそれから調整規定を適用していこう、こゝらういふ考え方でございますので、御指摘のとおりだと思ひます。

○大出委員 そろそろと、もう一ぺんこれは調整をはかつた上で調整規定のほうに入つていくという考え方になると考えていいわけですね。

○矢倉政府委員 調整と申しますか、こゝらうの使い方ですけれども、調整規定にいうところの調整ではなくて、要するに三本立てでやつているやつを一本に調整していく、そうしてスタートをそろえたかどうか、こゝらういふことでございます。

○大出委員 それなら前回私が力説をしたところに一致してくるので、どうも局長はあのときは別な観点に立つておられたようですが、それはあとで質問させていただきます。

そこで、具体的な問題に入りますが、たくさんありますので、長い答弁は要りませんが、実はその前に昨日、うしろにおいでになる課長さんですか、私のところにとりうろ中身でという実は質問

を受けたのでありますが、何しろたくさんありますして、どうも忙し過ぎる人間の一人なものですから手が回らずに、お答えをしていないままに実は質問をいたしますので、あの時点では実は私のほうもそこまで調べておりませんでしたから、とつさにどうも妙な質問というよりなことになるかもしれないが、何しろたくさんありますから、こゝらういふことをいたしまして、お答えをいたしたい、こゝらういふことであります。

そこで、第一番目の問題は「その他の恩給問題に関する処理意見」というところの1の問題であります。さつき冒頭に申し上げましたように、これは読んでいただかなかつたからぬのでして、こゝらう理解でよろしくございますかとこの確認を求めますから、いいならいいとおつしやつていただいて私のほうで意見があります点はつけ加えますので、それにお答えをいたしたいとこゝらういふにさせていただきます。よろしくございます。

そこで「旧文官の恩給年額に関する問題」(一)退職年次による恩給年額の格差に関する問題」ということで、ア、イと並んでおります。これは言わんとするところは二十三年六月三十日以降、つまりそれ以前は官吏俸給令の時代だったので、公務員法の時代、大きく分ければこゝらういふことになるのです。この間にかつての警察職員の場合なんかで見られますように、調整号俸的に新給与以後上がつておるケースですけれども、つまり前が落ちておるというケースが出てくるわけですね。そういう点について給与制度の変遷といふものがそこにあつたのだが、しかし格差が生じているのではないか、だからこの格差について調整をかけたかどうか、こゝらういふ趣旨に受け取るというところでよろしくございます。

○矢倉政府委員 ちよつとこの趣旨が違ひまして、要するにこゝらうにお書き以後に出ておりますのは、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた文官等の恩給については、過去数回手直し

が行なわれておる、六月三十日以前と七月一日以後のいわゆる恩給受給者との均衡問題がございまして、三十日以前と七月一日以後の不均衡のあるものを是正していこう、こゝらういふ趣旨でございまして、その中には当然警察官等の方々もございしますが、それらすべてを含めてこゝらういふ制度改正に基づく不均衡が生じているものは是正をした、こゝらういふことでございます。

○大出委員 そろそろとこゝらうに例があつておりますが教育職員であるとか警察監獄職員等の例にありますが、官吏俸給令時代、それからそれ以後給与の制度の変革があつた。そのあとに是正をいろいろやつてきておる。その間には是正に際して、つまり幅の相違その他があつて不均衡が生じている、これを直してもらいたいという問題の提起であります。

○矢倉政府委員 ちよつと室長から説明いただきます。

○大屋敷説明員 このなお書き以下の意見と申しますか、問題点は、そゝらういふような問題点を含めまして、昭和二十三年六月三十日以前と、それ以後との公務員の給与の恩給の差、これを是正していこう、こゝらういふことでございます。

○大出委員 私も当時在職しておりましたからわかつておりますが、公務員法に基づく給与切りかえがありまして、あゝのときには一つの職場の中だつて、一つの号俸が三つないし四つに分かれていておるのです。ちよつと間のいいとか、うまいところとぶつかつた人はきわめてうまいといつてしまつて、回り合せの悪い者は最後までそれがついて回つた。あゝのとき新給与切りかえでうまいといふ人はその後はずつとうまいといつていて、そこで乗りおくれた連中はいつになつてもうまいといふよりなことがよくあつた。これは同じ職場の中の同じ体系の中にあつた人の場合でもさういふことがあつた。だからそのときのこと

が、この理由にあがつておるような気もするわけですが、つまりそこらところを事務当局のほうでは——こゝらうところは皆さんのほうから

言っていたかたがたが、結果的に見て制度の相違というのはいかたがたが、また給与切りかえのときに一つの号俸が三つにもなっている時代があったから、それなりにいろいろ格差のついた場合もあった、したがってこれはしかたがない、こういう解釈ですか。

○矢倉政府委員 制度の問題としておりますのは、たとえば二十三年六月三十日以前に局長であった人と現在の局長とを比較して、現在の局長と相違に及ぶということは無理でございますといっておりますので、しかし、二十三年の六月三十日というのは御承知のように給与制度の根本的な切りかえのあったときでございますので、それによってひずみが出てくる人がありますので、そのひずみは是正していけば、そうして先ほどお話しのごさいましたように、三つに分かれていくという場合の解決の問題は(2)の中に、もう一つの解決策として、そういうことによる不合理があった場合には不合理も是正するということで、(1)と(2)でいま御指摘の問題を解決していく、こういうことにいたしておるわけでございます。

○大出委員 つまみ二十三年六月以前でやめた人、それ以後まで引き続いておつてやめた人という場合がありますね。その場合に、以後まで続いていた人でお前よりも低いという問題がありますね。これは現にありますが、そういうことも含めておるわけですね。そう理解してよろしいかどうか。

○大屋敷説明員 そのとおりでございます。

○大出委員 この二番目の「旧軍人恩給に関する問題」、たくさんあるわけですが、ここで例の加算問題がございまして、ここに書いてありますように、普通恩給を受ける権利を取得するための資格期間として認められてきた旧軍人の加算がありますね。ところが、恩給年額を計算する場合には、加算年を除いた実在職年数、これが中心になつてゐる。だからそれだけ減額をされる。減額をされるから、言うならば小づかい恩給になつてしまふということ、これを恩給計算の基礎に職年

数、加算年を含めて基礎に職年数としろ、こういう要求だというふうに理解していいですか。

○矢倉政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 そうすると、これは生きて帰つてきて元気でやつてゐるんだから、旧来のとおりでないじゃないか、こういうことですか。

○矢倉政府委員 旧来年齢的に少し進んでゐる人には、いわゆる最短期間まで認める、こういう線を引きましたので、御趣旨のとおりだと考えます。

○大出委員 問題ないところに多く時間をかけたくありませんので、確認だけ求めて進めますが、戦地外戦務加算、それから各種戦務加算、戦地外であつても、そこで戦務があつた、その場合、戦地外戦務加算という問題が出てまいりますね。それからたとえば飛行機に乗つたとか潜水艦に乗つたとかという場合に、各種戦務加算という問題が出てきますね。ところで、これは、いままでのところは調査が非常に困難であるという理由がついておつたように思ふわけでありまして、今度の場合には、これは多少前向きで解釈をしてゐるわけでありまして、調査その他はできなわけですか。

○矢倉政府委員 現在調査ができたわけではございません。そしていま御指摘のとおり、実はかなり資料が紛失してゐるかもしれないので、この点については、これの確認には非常に困難が伴うかもしれないけれども、ただここに書いてありますように、いわゆる旧来の裁定を受けてゐる人はそれがついておるわけですので、そこでそれとの均衡上はどうしてもやるべき筋じゃないかということ、筋論から、やはりそういうことからの調査を十分に行なつて、そうしてこれを解決する方向に進むべきだ、こういう御指摘でございます。

○大出委員 つまみはつきりしてゐるものは、今日まで裁定が出てゐるわけですね、そうすると、これからも、そういう確認が行ない得るという場合は裁定をする、こういうことですね。

○矢倉政府委員 つまみ軍人恩給を廃止する前に裁定を受けてしまつた方がおられるわけですか。こ

の人はもう確実な資料でやつております。そうすると、その廃止後は、かなりの年限たつてからのことでございまして、そこで、調べようと思つてわれわれもやつてみましたわけですが、かなり困難だという点が出てまいりましたので、旧来はかなり困難でございまして、これを申し上げてきたわけでありまして、ところがいま申しましたような指摘の受け方をいたしますと、その後における新たな裁定を求める人々には、それなりの、やはりわれわれの調査をもとにして支給すべきかどうかを判断していかねばならぬ、われわれは、この答申を尊重する線からすると、さやうな義務を負ふことにならうかと思ひます。

○大出委員 これは何らか法律改正の形、そういう形で出てきますか。

○矢倉政府委員 法律改正によります。

○大出委員 そうすると、法律改正のときに確認の方法云々という条件がいろいろついてくる可能性があらうか。

○矢倉政府委員 恩給は、御承知のように請求を待つてやるといふことがたてまえでございまして、そこで請求される側が資料をそろえてお出しになるというところ、そうしてそれをわれわれが確認するときに、調査データを用意して、それによつての確認を行なう、こういうふうになります。

○大出委員 筋が出てきたわけでありまして、筋だろうと思ひますので、ひとつそちらのほうで議論をさしていただくと思ひます。

それから(3)の「南西諸島等において抑留された者の在職年に関する問題」、これは沖縄が中心だろうと思ひます。私、この問題、先般の改正のときにだいたいいろいろ御質問を申し上げた記憶がございまして、これはおそらく内地という解釈、つまり沖縄は内地であつた、だからそこで抑留をされた場合には抑留期間という解釈に入らない。したがつて、沖縄の場合であつても、戦地であつたのだから、旧来の内地という解釈でなくて抑留期間に入れろ、こういうことについて抑留期間に

入れる、認めるという筋なんだらうと思ひのであります。そういう理解でよろしうございませうか。

○矢倉政府委員 さやうなことでよろしうございませう。

○大出委員 これは法改正の関係はございせんか。

○矢倉政府委員 これも立法措置を要します。それから、ついでに申し上げておきますが、これらの改正問題はすべて法の規定によるのが原則になりますので、法によらないところがございまして、その点だけを追加して申し上げることにいたします。

○大出委員 そうすると、これは外地において終戦後抑留されておられた方々の加算年と同様の加算年をどう、こういうことだと思ひます。

それから「旧軍人の仮定俸給の格付に関する問題」、これは将官、佐官、一級、二級、元審議会議長さんによつて質問もしたのですが、これはどうもあまりに旧の軍人恩給に返り過ぎるのではなからうかという感覚でものを申し上げたわけでありまして、古い制度を今日に適合させるという態度が一必要であつた二十八年復活当時の世相等からいいたしまして、将官、佐官という方々、旧軍隊の特に著しい階級差というものもありましたから、そういうような点がおもひながら、そのところは遠慮した形で出てきていたのだという気がします。したがつて、それが将官においては二

号、佐官においては一号低く格づけられていた、これが文官恩給との権衡という問題を一つ取り上げて、もとに戻せ、昔に戻せ、こういう趣旨だろうと思ひます。昔に返せということになつたと思ひます。どうもこのところは私はひつかかるけれども、あの当時の状態からすると、それが定着して今日にきてゐるのに、ここまできて、将官、佐官を手直しする必要があるのかどうかということですね。これは審議会で議論がなかつたの

○矢倉政府委員 実はず、佐官につきましては、はつきり昭和二十八年の百五十五号のときに御遠慮願うということとで号俸を下げたわけでございます。そこでいま課題に出ておりますように、軍人の仮定俸給とある程度文官と比較してそこを是正を求めるといふことを基本的に態度としてとらる、やはり将官、佐官についても、そこにかつて明確に号俸引き下げをやつたので、そういう論議というよりもむしろ均衡上の問題として一応是正措置を講じていってはどうだろうか、こういうことでございませう。

○大出委員 これは旧来の仮定俸給を含めまして、あつたから、なかつたから、こういうことが基礎になる、どうもやみの中にある旧恩給法をひっぱり出すという形になる。どうもそういう論議をすることがはたして妥当かどうかという点が大きな問題として一つある。そんなことを言い出せば、これはいまの恩給というものは矛盾だらけになつてしまふと思ふのです。軍人恩給というものはさすがにどうもそこまでは行き切れないものがある、この中にはそこら辺どうも首尾一貫しないような気がするわけでありませう。だから新しい見方からすれば、旧海軍の特務士官の方々、その次にありますが、これはきのう私もちょっと指摘したのでありますが、ここに書いてあるとおりですが、ところが仮定俸給の面で、給料が違つたけれども、区別してはなかつたから、こういうのであります。俸給が基礎になるということとを原則とするならば、旧来の法律はどうであらうと、違ふものは違ふのでありますから、直すものは直すというものでいいわけですね、一つの筋としては、ところがこういふことは旧来なかつたということ、現実には高くても押える、二十八年当時御遠慮願つた、下がつておる、今日まできてしまつたものをここで復活しようとする、これは旧来あつたから。ところがどうもつじつまが合つてゐるようで合わぬ。そういう意味では皆さん方の苦心のところでもあるのでしうけれども、これらのつながりをどういふふうに理解すればいいか。旧来あつたからというなら、あつたからでいいのでなければ……。

○矢倉政府委員 軍人の仮定俸給について、文官のほうが不合理は正とすることで戦後の措置をとつてまいりましたので、そこでそれとの均衡上の問題がいろいろ生じますために、いわゆる軍人の仮定俸給について新たな観点で考え直すという問題が起つてまいりましたので、そこで将官、佐官もその関連で考えるべきじゃないだろうか、こういうことになつたわけでありませう。ところがさういふ点については、特務士官も含めてのいわゆる軍人の仮定俸給の考え方は一応大体これを一本に扱つてきた、その制度が一つの軍人恩給を考へるときに旧来からの特性でございまして、それはそのまゝに維持していくよりしようがないじゃないか、こういう点で、若干実はその前の問題と考へ方の面が違つておりましたので、そこで一応特務士官の問題はということに結論づけられたのでございませう。

○大出委員 この辺に長くひつかつておりますと總当たりにならずにしまふので、多くは申し上げませんが、これはさう御意見を聞いていきながら、どういふことになるか結論をひとつ自分で考へてみたいと思ふのでありますが、どうも筋があつちへ行つたりこちへ行つたりする感じがするわけでありませう。

次に、「實在職年数三年以上七年末満の旧軍人に対する一時恩給に關する問題」、これも結論から申し上げますと、階級差というものは、基本的な考へ方の中で一体撤廃するかしんかというところで、すね。といつても、これは技術的に問題はありません。ありますが、兵についてはやらない、下士官以上についてはやれなどという、どうもこのところあたりもつじつまが合わぬ。予算的にも対象人員が非常に広い。これは、俸給といふことをあらためていまの世の中で考え直すのだとすれば、兵——私も兵から入つていたのでありますが、管内居住ですから、食事は管内でしてゐるのですから、その意味では安い。これはあたりませう。こ

らの点のからみはいろいろあるわけですが、すけれども、この一時恩給についての考へ方、基本になるものを御説明いたしたいのです。

○矢倉政府委員 一時恩給につきましてはどういうふうにか考へるか、これもかなり議論の存したところでございます。むしろ認めるべきでないという意見もございまして、それから下士官について、戦前をいう制度があつたし、文官との対比上も考へ直していくべきではないかというふうな御意見もございまして。そこで、それを一時恩給について兵にまで広げるというふうな、一たんとなつたのであるから、兵までという考へ方も決してないわけではございせん。しかしこの制度を考へるときに、一時恩給の性格等も考へていくと、やはり文官のそれとバランスを一応とつていくことが必要であらう、そこで下士官以上というところが、考へ方としては文官と対比して戦前もあつたことだし、さういふところに線を置くことが適當ではないだろうか。さういふことで、いろいろな議論の末にかうな一つの線の引き方をされたというのが経緯でございませう。

○大出委員 これは今日、兵と下士官の方を比べてみて、兵だからのんびりしてゐる、下士官だから苦しいというのではなくて、生活の実態は変わらない。またここに問題になつたからいいじゃないかというなら、なぜ二十八年の復活のときにあつた形をとつたのか。ところがどうも、もとに返さうという公務員の権衡をいまさら云々するのはおかしい話で、それならばなぜあのときに権衡がもつと出なかつたのかというところになる、いままで過ぎてきたわけですから、ですから、もしやるとするならば、兵の皆さんも含めてこれは当然考へるべきであつて、その意味では予算的にも相当大きなことになると思ひます。思ひますけれども、前向きでできるだけ持つていくというところになるなら、そこに基礎を置いてさうすべきだと思ふのです。この点は、私はいまの御意見に納得できない。審議会の中では、兵の皆

さんも引き上げろ、つけろという方々はまことに少数だつたのですか。

○矢倉政府委員 多数の意見は、やはりこの結論に出されたように、審議会としてはさういふ下士官以上の者について考へるということがたてまえとして適切である、さういふことで出されたわけでございます。数の点についてはちよつとごかんべんをいただきたいと思ひます。

○大出委員 少し文句を言いたいのところなんですけれども、これも法律と關係が出てまいりますから、あとで議論の場所がございませうので、賛成しかねるという意見だけ申し上げておきます。

それから、「最低保障に關する問題」、これは他の公的年金との最低保障についてのしんしゃくが必要だといふ考へ方がここにあるのでありますが、他の公的年金との關係を現在のところしんしゃくして、ある程度の増額を、さういふのでありますけれども、どのくらい、どうしんしゃくしようという考へ方なんです、これは。

○矢倉政府委員 審議会は具体的にお示しになりませんでした、審議の中で何が議論になつたかと申しますと、当然、厚生、国家公務員の共済年金、さういふものが一つのメルクマールになるであらう、さういふことでございませう。

○大出委員 そうすると、このしんしゃくの度合、いその他は、これから恩給局が作業をする、さういふことになるというわけですか。

○矢倉政府委員 そのとおりでございませう。

○大出委員 そこで、関連があるから申し上げるのではありませんが、先ほどの問題とからんでまいります。どこかで申し上げなければならぬのですけれども。

つまり、スライド制度ということになる。五%の変動に基づいてです。この制度のあり方としては、他の公的年金との關係は一体どう考へになるつもりですか。

○矢倉政府委員 この点は、審議会の答申をもしそのまま受けたらといたしますと、恩給については非常に緊急性があるといふことを指摘しておられ

まして、したがって他の公的年金との関係を考えるときに、一方で他の公的年金制度との関連をもしんしゃくしながらということをおぼえておられると同時に、恩給の緊急性という問題について十分に考えていくようにという意味合いのことが、審議会の最終的な態度に示されておりますので、そこらのかね合ひをこれから考えていかなければならない、かように考えております。

○大出委員 傷病療養中の方もあり、また老齢の方もたくさんある。したがって、緊急性というのをうたつておられます。ところが、いまの緊急性のほうのお話からすると、何かしらぬけれども緊急性のほうにウエートがかかっている、どうもこの恒常的制度としての立場というものが少し離れ、具体的な受け取れるのですね。もうちょっとと具体的に緊急性があるのだから、他の公的年金との関係もあるけれども、では具体的にたえどという制度をおつくりにならうというふうにお考えですか。

○矢倉政府委員 制度については昨日も会長から申されたのですが、審議会の意向としては、たとえば法律なりあるいは政令なりその他のいわゆる実効性の確保ができるような制度を考慮してもらいたいということですが、政府側がこれを受けてどういうふうにしてまいるかという点がこれから課題でございますので、今後十分に検討させていただきますと考えております。

○大出委員 実はそれが一番大きな問題で、終始一貫それにひっかかるのですけれども、たとえば五%の物価上昇があった場合には、その五%上昇に見合ふ恩給改定をし、給付改定をし、あるいは仮定俸給を引き上げろ、こういうふうな法律に書く。こういうふうになつた場合に、そこにまた、人事院勧告じやありませんけれども、取捨選択の余地を残すということになれば、これこれ上がつたのだけれども、これこれぐらゐにしてあげようということになりかねない。そこらを含めて、ほんとうの意味の法律的な義務づけという形のスライドになるのかどうか。たとえば労災保険法の附

則十六条、三十五年の法律のように、二〇%ということでは強制規定です。そういう他の公的年金のあり方と比較すればそういうものもある。これは強制規定ですから、一番進んでいるのです。そういふふうなものにするつもりなのか、しないつもりなのか、そこらが一番根本になるところがお答えいただかねと困ります。

○矢倉政府委員 確かに、この審議会の答申の非常に主要な部分が調整規定であり、その期待として制度化ということをおぼえておられる。したがって、これを諮問いたしました政府側としては、この答申の趣旨を生かしていくことが必要なことであると考えられますので、これをどのようにな制度にするかということ、いま先生御指摘のように根本的なものであるだけに、われわれも実はその制度化については軽はずみなことはしたくないということ、目下これについての慎重な検討を重ねておるところであります。また今日その結論に至っておらないわけでございます。

○大出委員 そのことはつきりしない、せつかく五%上昇ということを中心に、公務員給与を補完的にいって出した答申の意味がないですね。せつかく名目を与えてみてもうしるのほうは抜けていたということになる。そのめどについてもお話しただけぬということであるとすれば、これはちよつと大きな問題だといわざるを得ないわけでありまして、この答申を受ける以上はそのくらの用意はなさっておかなければならぬ筋合いではなかつたかという気がするのですが、いかがなものであります。

○矢倉政府委員 しかし、先ほど来るの申し上げておられますように、実は審議の過程は決して物価だけにしほられたわけではなく公務員給与に置く、いろいろな論議がございましたので、むしろそのほうに集中することのほうが主体でございまして、それを制度化するということは最終的に出された考え方でございまして、論議は、二年間のほとんど半分くらいは調整規定にかけられたわけですが、したがって、そういうときにどうい

ふらな基準でやるかあるいはどれを柱にするか、これは非常な論議を重ねたところでございます。したがって、われわれはそれが最終に結論が出た今日の段階で何をどうすべきかということが課題になっておるわけでございまして、もう少し時間をちょうだいしないと、いまこうやりますということを実は政府側として最終態度をきめておりませんから、これは私だけの考え方で申してもかえっていかかと思へますので、いまのようにな御答申を申し上げておるわけです。

○大出委員 くだいようですが、義務づけたいと考えるとか義務規定にすべきであるとか、そこらのお考えはないのです。

○矢倉政府委員 答申の御趣旨は、つまりその実効性の確保ということと制度化というたい、そうして実質価値の保持のためには何々すべきものとありますので、そこら辺が先生のいまの問題の御指摘のなされたところでございまして、答申を尊重するといふたてでそれを考えるという立場は、いまのようにな御趣旨が当然課題にならうかと考えます。

○大出委員 どうもいまそこら先をはつきりといふことは無理のようでございますから、ざりざり一ぱいのお答えだらうと思ふので先に進めます。いまの問題は他の公的年金との最低保障をめぐるしんしゃくの問題とからみしましたから申し上げたわけですが。

次に、「傷病恩給に関する問題」であります。これは昔と制度が変わつていっているのです。三十年の法律第二百四号で統一をして、将官ならもらえらるが下士官ならもらえないなどというの直したのです。これはさき私が申し上げましたように、旧恩給法との関係はあるけれども、まさかどうもこまではということ、まあいたしかたがないということに踏み切つたような感じの文章の書き方なのですが、このあたりの真意のほどをちよつとお伺いしたいと思います。

○矢倉政府委員 この傷病恩給は、実は傷病の程度で見ていくという考え方に立ちましたので、そこで傷病の程度は階級差ということではなくて、一応重い障害がある人はやはり重く処遇すべきだし、軽い障害の人は軽く処遇すべきだという本質論に立つての制度になつておりました。ただその額を計算するときのしかた、つまりそれは御承知のように特項から四款までに分かれておられますので、その基準の額をどうきめていくかといふと、上と下との間差ということできめていっておりますが、この額がいいかどうかという点はなお問題が存するので、今後さらに、やはり傷病者の障害の程度を非常に軽く評価しているという場合もあり得るかもしれぬし、そういう点も十分考慮してその評価について少なくとも合理化をはかつていくべきである、こういう趣旨の答申のようでございます。

○大出委員 これは旧来兵の恩給を基礎とする考え方というのがたてまえなのでしょう。下士官の場合——ここあたりはどうか方々入れ違ひのですけれども、これはそういう考え方です。

○矢倉政府委員 つまりその評価をするときに、何か基準になるものがないとだめですね。当時一般的に傷病を受けられる方は兵の階級の方が非常に多かった。そこでそれを基本にして算定していつておるわけですが、実際にはわれわれもいろいろな計算をしてみたわけですが、実は上の下士官をとると計算上低く出てくる場合も考えられますので、一応現在の額を基本にしていつておるわけですが、さらに審議会としては、これをそのままでもいいとはいへない、こういう趣旨の御答申であると思ひます。

○大出委員 どうも片一方のほうでは、一時恩給じゃないけれども、下士官以上は昔あったのだからというので兵は見えないということになつて、今度はこつちのほうへくると、兵は一番よいけがをしたたり死んだりすることが多いのだからというので、かつまた高くなるからというので兵をとる。そういう点は階級差がないならいように、

あるならあるようにということなのですけれども、旧恩給法との関係がチャンポンになつてしまつてはつきりしない。どうもこれは納得できないのです。これは幾ら言つても出てくる答申です。法律でも議論するときよりしかたがありませうけれども、そういう気がするわけでありませう。

それから特別加給の支給範囲ですね、先般少しあげましたいわゆる介護手当という問題だと思つたのであります。この特別加給ですが、今回はこれをもう少しワクを広げるということですか。

○矢倉政府委員 御要求の線は、実は二項症まで介護手当を出しておりますので、それを三項以下にも下げてもらいたい。これは重症度に応じて、俗称でございすが、介護手当と称してあります。俗称介護手当というのがある程度意味、内容をあらわしておりますので、そこで二項症の範囲程度のものでよくはなからうか。それを下げてもらいたいという御要求はあるけれども、現行どおりとするということが妥当なじゃないか、こういう結論でございます。

○大出委員 特別項症の増加恩給の年額に関する問題ですね、これは現実的にはどういふことになるのですか。ここですべてのこととはどうも少し中途はんばな感じがするのです。時間を節約してあんまり長々と申し上げませんが、もし目が片一方見えなくなつたという場合には、これは六項症くらいですね。両手がなくなるといふか、そういうふうなことになる三項症ですね。それから腰が立たないという場合があり得るわけですね。そういうものが積み重なつた場合に、これは特別項症という形が出てくるわけですね。その場合に、幾つかのケース、何項症というふうに当てはまるケースを総合して、積み重ねる、こういうことですか。

○矢倉政府委員 つまり、たとえば一項症と六項症というのがございすね。目が全然だめだとか、足が半分切れておられる。つまり足の切れた症状と、目が全然見えないというのが重なつて考

えられるのが通常でございますが、そうすると、その目が全然見えないときの金額と足が全然切れていときの金額を単純に加えてくれという要求があるわけですね。ところが、こちらの見方は、その項症を加えてどれだけの額に見ればいいかという、つまりその両方を単純に加えるわけじゃない、その症状の判断をいたしまして、そういうふうにして、両方の障害が加つた形での評価でございます。それで、要求の線からいいますと多少低くなつておるわけですね。その額の算定が現在の十分の六くらいなんです。それじゃ低過ぎるからもう少し高めてくれ、こういう要求に対して、やはり十分の七程度まで引き上げたらどうだ。旧来の計数をずっと当たててみますと、大体七くらいになる計算が出てまいりますので、そこで、いままでそれは少し低過ぎた、こういう点で、十分の七程度まで上げたらどうだ、こういうことでございす。

○大出委員 第一項症の年額に十分の六といまおつしやないですか、そこにあるように、十分の五以内なんです。そこでしよ。

○矢倉政府委員 失礼しました。十分の五です。○大出委員 第一項症の年額にその十分の五以内の金額を加えると、そういう意味で増加恩給といふことになる。それが幾つかわつた場合、実際はそれよりも高くなつていたといふのでしよ、いまの御説明でいくと、いまは十分の五以内といふのが低く査定をされてゐるから、合算したものにしろという要求が出ると思つたのです。そうしたらそのほうが高くなるなら、こういう症状の方はあえて五以内といふふうには押さえる必要はないんじゃないか。できるだけ前向きに、見れるところまで見てあげるといふ筋が正しいんじゃないかと思つた。これは予算の関係もあるんでしようけれども、これは限られた方ですから、そういう意味ではこれを中途はんばなものにしないで、七くらいになつてゐるから、法律が出てくればまた七以内くらいになるだらうと思つた。そして、七以内にしたんだから五だなんだといふことになりかねない。だから、いまの場合だつて十分の

五以内なんではしよ。そうすると、やはりこの辺のところは思い切つて高く見てあげるような方法をとらなかつたかという気がするのです。

○矢倉政府委員 確かに症状の評価の問題いろいろあると思ひますけれども、しかし、そういううちこの障害が生活に与える影響等を考えますので、そこで、その障害が単純に、単純に加わつていくといふことではないだらうという判断がこれまで用意されており、それで措置されてきております。ただその場合に、最高の限度額を十分の五以下といふのは低過ぎる、こういう点で七程度までは引き上げることが適當だ、こういう意見にされたわけでございます。

○大出委員 (4)の「増加恩給受給者の普通恩給に関する問題」、これはあまり問題はないんじゃないか。區別することは適當でないといふことですが、そういうことです。

(5)の「普通恩給と併給される傷病年金の減額制に関する問題」ですね。これは四十三年改正になるのです。増加恩給の中の第七項症で言つて八万一千円ですね。七十歳以上の者の傷病年金でいくと十萬二千円、これは傷が重いのになせ安いかという問題なんだと思つたのであります。増加恩給の場合には普通恩給が必ずつく。たとえば三日間戦場に行かれてけがをされたという場合であつてもつく。片一方、傷病年金のほうは、自分が十二年なら十二年つとめなければつかなない。ところで、これはつけば減額がある。こういうことで、これはこの内容によりまして、七項症は一款症をこえないようにという配慮だと思つたのですが、加算恩給ではこれは百分の二十五、つまり四分の一まで削る、こういう規定がありますね、一方に。そこらはいささかもう不合理ではないか。ここらのところは一体どういふふうに見ておられますか。

○矢倉政府委員 ただいま御指摘のございましたように、七項症が八万一千円、第一款症が十萬二千円、普通恩給は五萬八千四百円。それはかりに一款症の人も、普通恩給をもらへる資格年限まで

つとめておられますと、それを加えて第一款症が十六萬四百円に相なります。片や第七項症の重いほうの方が十三萬九千四百円といふふうには、実は傷が重いのに低くなつてまいりますので、一款症以下の症状については普通恩給を併給しないといふたてまえで、それだから款症の金額を高くしてございす。そういう意味で、款症の金額は普通恩給がつかないことがたてまえなもので、だから、そこで、ついた人の場合は現実的に七項症より高くなりますので、それを二割五分の制限でいきますと少し引き過ぎるという場合が出てまいります。そこで、それは引き過ぎるから、今度はまるつきり引かない場合と、それから限度の一ぱい一ぱいまで認めていく、その二つの措置を講じてこの減額措置の緩和をしていく必要がある、こういう結論でございます。

○大出委員 書き方はきつめてあまいまいなんです。増加恩給を併給されてゐる者の傷病年金の年額については、第七項症の増加恩給受給者の恩給額との均衡を考慮して、この減額を行なわなかつたは緩和することが適當である。こういふので、だから、もうちょっとはつきりしないといふ、いまの趣旨なら趣旨のようにしてやらぬと明確に欠きますので質問したわけですが、いまの御趣旨だといふわけですね。いいですね、それで。

○矢倉政府委員 そのとおりでございます。内容的にはそういう議論の中で出てきた結論でございます。○大出委員 次の「職務関連連罹傷病者に関する問題」であります。これは見てやれといふことだと思ひます。死亡の場合に公務扶助料の六割支給なんですね。戦争で死んだんではなくて、内地でいふことになつたか。これは議員立法の特例法なんだらうと思つたのであります。そのとき、趣旨と、それからいふことで言つておられます。つまり「今次大戦の特殊事情を考慮し」とあります。ここらの関連、これはどういふふう

○矢倉政府委員 職務関連の場合には、御承知のように扶助料について認めておられますので、そこで罹傷病者についてもそれとの均衡を考えてまいりますと、またそれらの傷害を受けておられる人たちの実態からいいますと、やはり職務関連罹傷病者に対する特別傷病恩給というものを新設していったらよろう、こういうことでそういう結論が出されたわけでございます。つまり特例的な職務関連についての扶助料を認める以上は、均衡的に認めるべきであらう、こういう線でございます。

○矢倉政府委員 増加恩給受給者が、その公務が原因でなくなりましたと全額出すわけですが、しかしこの場合は増加非公務死でございますので、そこに格差があり得るのは当然である。したがって、現在の大体十分の六という一応の基準で処遇されておる点をもう少し引き上げて、そうして均衡的に考えていけばよろう、こういうふうな趣旨で出されておるわけでございます。

○大出委員 この次の、これは印刷がよくわかりませんが(9)だろと思うのですが、「目症程度の傷病者に関する問題」これは職業軍人にはもともとない制度ですね。そうですね。

○大屋敷説明員 下士官、兵だけでございます。○大出委員 これは指一本なくなつた場合に一時金、こういうことになつておつたのを昔に返せという議論なんですかね。これは返す必要がないが、返せ返せになつておると思ふけれども……

○大屋敷説明員 この程度の方に支給する傷病恩給は、戦前においても一時金でございました。○大出委員 だから私も一時金で言っているわけですが、指一本なくなつても一時金だ、だから戦前においてそうだったから返せという主張なんだろけれども、これはその必要がないと思ふれます。この対象はどのぐらいあるんですか。

○大屋敷説明員 調べましてあとで御報告申し上げます。○大出委員 「傷病年金受給者の遺族に関する問題」これは一般の災害保険等の例から見ると、労災保険等から見ると、この程度の、つまり傷病年金受給者が公務外の原因で死亡した場合の傷病年金自体が一般的に言うならば少し優遇されている、だからやむを得ないんじゃないか、こういう程度の審議会の理解ですか。

○矢倉政府委員 これは、傷病年金受給者の遺族というものは確かにいろいろな気の毒な面があるかも知れないけれども、大体傷病年金というのは比較的軽いほうでございますので、そこでおなくなりになった場合にも遺族にこれを支給することは適当ではなからう、かような理解でございます。

○大出委員 「有期の傷病恩給に関する問題」。有期でいくという結論なんだろうと思ふのでありますが、内部疾患、肺結核であるというふうな場合、よくなくなつたり悪くなつたりするということがそのつど検査をして格づけする。もう戦後これだけたつておるからいいじゃないか。それを皆さんのはうは、いやだめだ、まだやるんだ、こういう審議会の結論なんだろうと思ふのでありますが、たいへんな手数を要してそれまでやらなければならぬことに予算的な関連あるいはその他が考えられるのですか。

○矢倉政府委員 予算の關係よりも、大体われわれ見ておりますと症状がかなり変化がございます。重くなる人もありますし軽くなる人もあります。そこで五年有期のような形で見直していく現実的要求がございます。

○大出委員 そうすると、重くなつた方には検査をしてなおしていかなければ不利になる、だから有期でなく無期にしてしまふとそういう手直しができるというほうにウェイトがある。

○矢倉政府委員 確かに重くなつた場合はもう一つ別途にいふゆるその事後の重くなりましたというところによる事後重症の請求ができる道を開いてあります。しかしそれだけでは不十分な場合がございます。したがつてこういうときに重くなれば当然重く考へるという筋でございます。

○大出委員 これは問題のあるところでありまして、外国政府職員等の恩給に関する問題。これは先般の恩給法改正にあたりまして、長時間私と恩給局長との間で詰めてきた問題がその中に含まれておるわけでありまして。日一満一日、満一日、日一満というケースだと思ふ。そこで特に問題は、この中で満の期間の年四・五%ですね。これは単利計算でいっておりますね。前のときには長時間私が力説いたしましたところなんです、ま

ずこのケースについて、公務員の昇給率との關係等があるからということなんです、それなら別に四・五%を四にしては複利計算にしたに違いない。そこらの処置のしようもあるわけですが、そうするとこれはもう少し前向きに見てあげられないかという気がしきりにするので、まずその点はどうですか。

○矢倉政府委員 実は昭和十二年というものを基準にして終戦まで約八年ございまして、その八年間の予算上の平均昇給率というものをみてまいりますと約一・三六九に相なりますが、そういう点複利計算でそれくらいになるわけでございますので、それを結局こういうふうな一般の昇給のほうを見ていく、恩給上の計算上単純化していくということであつて四・五%ということを引き出したというふうになつておりますので、したがつて現状においてはこの程度がまずまずのところではないだらうか、こういうことで審議会でもそれを承認するという態度をとつたわけでありまして。

○大出委員 これはここで論議するよりも、いづれ法律ということでしょうからそこで論議しなければならぬ問題でありまして、旧来の趣旨をとつておりますので、その限りではワクに入つておるというわけでありまして、論議の場所であつたためてやる得るというふうには思ふますが、ここで満一日ケースを在日恩給年限まで認める、たとえば満州が十年でこちらが十年ある場合に十七年で押えるということですね。これはどうしても納得できないわけでありまして、この点については一応皆さんの意見を言つていただいて、納得できない点はない点で私のほうで申し上げまして進みたいと思ひます。

○矢倉政府委員 満一日のケースは、実はこれまでの委員会でもたびたび論議になつたところでございますが、今回恩給審議会では、制限廃止は適当でないという結論をお出しになつたのであります。その経緯はいろいろとここにあつたようでございます。つまり、旧来、いわゆる満州との関連を考へるときに、一般的に日一満一日とか日一満

上げる、こういう言い方のように思ふのですけれども、この中身はそういうことですか。どのくらいのことになるんですか。

○矢倉政府委員 増加恩給受給者が、その公務が原因でなくなりましたと全額出すわけですが、しかしこの場合は増加非公務死でございますので、そこに格差があり得るのは当然である。したがって、現在の大体十分の六という一応の基準で処遇されておる点をもう少し引き上げて、そうして均衡的に考えていけばよろう、こういうふうな趣旨で出されておるわけでございます。

○大出委員 この次の、これは印刷がよくわかりませんが(9)だろと思うのですが、「目症程度の傷病者に関する問題」これは職業軍人にはもともとない制度ですね。そうですね。

○大屋敷説明員 下士官、兵だけでございます。○大出委員 これは指一本なくなつた場合に一時金、こういうことになつておつたのを昔に返せという議論なんですかね。これは返す必要がないが、返せ返せになつておると思ふけれども……

○大屋敷説明員 この程度の方に支給する傷病恩給は、戦前においても一時金でございました。○大出委員 だから私も一時金で言っているわけですが、指一本なくなつても一時金だ、だから戦前においてそうだったから返せという主張なんだろけれども、これはその必要がないと思ふれます。この対象はどのぐらいあるんですか。

○大屋敷説明員 調べましてあとで御報告申し上げます。○大出委員 「傷病年金受給者の遺族に関する問題」これは一般の災害保険等の例から見ると、労災保険等から見ると、この程度の、つまり傷病年金受給者が公務外の原因で死亡した場合の傷病年金自体が一般的に言うならば少し優遇されている、だからやむを得ないんじゃないか、こういう程度の審議会の理解ですか。

○矢倉政府委員 これは、傷病年金受給者の遺族というものは確かにいろいろな気の毒な面があるかも知れないけれども、大体傷病年金というのは比較的軽いほうでございますので、そこでおなくなりになった場合にも遺族にこれを支給することは適当ではなからう、かような理解でございます。

○大出委員 「有期の傷病恩給に関する問題」。有期でいくという結論なんだろうと思ふのでありますが、内部疾患、肺結核であるというふうな場合、よくなくなつたり悪くなつたりするということがそのつど検査をして格づけする。もう戦後これだけたつておるからいいじゃないか。それを皆さんのほうは、いやだめだ、まだやるんだ、こういう審議会の結論なんだろうと思ふのでありますが、たいへんな手数を要してそれまでやらなければならぬことに予算的な関連あるいはその他が考えられるのですか。

○矢倉政府委員 予算の關係よりも、大体われわれ見ておりますと症状がかなり変化がございます。重くなる人もありますし軽くなる人もあります。そこで五年有期のような形で見直していく現実的要求がございます。

○大出委員 そうすると、重くなつた方には検査をしてなおしていかなければ不利になる、だから有期でなく無期にしてしまふとそういう手直しができるというほうにウェイトがある。

○矢倉政府委員 確かに重くなつた場合はもう一つ別途にいふゆるその事後の重くなりましたというところによる事後重症の請求ができる道を開いてあります。しかしそれだけでは不十分な場合がございます。したがつてこういうときに重くなれば当然重く考へるという筋でございます。

○大出委員 これは問題のあるところでありまして、外国政府職員等の恩給に関する問題。これは先般の恩給法改正にあたりまして、長時間私と恩給局長との間で詰めてきた問題がその中に含まれておるわけでありまして。日一満一日、満一日、日一満というケースだと思ふ。そこで特に問題は、この中で満の期間の年四・五%ですね。これは単利計算でいっておりますね。前のときには長時間私が力説いたしましたところなんです、ま

ずこのケースについて、公務員の昇給率との關係等があるからということなんです、それなら別に四・五%を四にしては複利計算にしたに違いない。そこらの処置のしようもあるわけですが、そうするとこれはもう少し前向きに見てあげられないかという気がしきりにするので、まずその点はどうですか。

○矢倉政府委員 実は昭和十二年というものを基準にして終戦まで約八年ございまして、その八年間の予算上の平均昇給率というものをみてまいりますと約一・三六九に相なりますが、そういう点複利計算でそれくらいになるわけでございますので、それを結局こういうふうな一般の昇給のほうを見ていく、恩給上の計算上単純化していくということであつて四・五%ということを引き出したというふうになつておりますので、したがつて現状においてはこの程度がまずまずのところではないだらうか、こういうことで審議会でもそれを承認するという態度をとつたわけでありまして。

○大出委員 これはここで論議するよりも、いづれ法律ということでしょうからそこで論議しなければならぬ問題でありまして、旧来の趣旨をとつておりますので、その限りではワクに入つておるというわけでありまして、論議の場所であつたためてやる得るというふうには思ふますが、ここで満一日ケースを在日恩給年限まで認める、たとえば満州が十年でこちらが十年ある場合に十七年で押えるということですね。これはどうしても納得できないわけでありまして、この点については一応皆さんの意見を言つていただいて、納得できない点はない点で私のほうで申し上げまして進みたいと思ひます。

○矢倉政府委員 満一日のケースは、実はこれまでの委員会でもたびたび論議になつたところでございますが、今回恩給審議会では、制限廃止は適当でないという結論をお出しになつたのであります。その経緯はいろいろとここにあつたようでございます。つまり、旧来、いわゆる満州との関連を考へるときに、一般的に日一満一日とか日一満

上げる、こういう言い方のように思ふのですけれども、この中身はそういうことですか。どのくらいのことになるんですか。

○矢倉政府委員 増加恩給受給者が、その公務が原因でなくなりましたと全額出すわけですが、しかしこの場合は増加非公務死でございますので、そこに格差があり得るのは当然である。したがって、現在の大体十分の六という一応の基準で処遇されておる点をもう少し引き上げて、そうして均衡的に考えていけばよろう、こういうふうな趣旨で出されておるわけでございます。

○大出委員 この次の、これは印刷がよくわかりませんが(9)だろと思うのですが、「目症程度の傷病者に関する問題」これは職業軍人にはもともとない制度ですね。そうですね。

○大屋敷説明員 下士官、兵だけでございます。○大出委員 これは指一本なくなつた場合に一時金、こういうことになつておつたのを昔に返せという議論なんですかね。これは返す必要がないが、返せ返せになつておると思ふけれども……

○大屋敷説明員 この程度の方に支給する傷病恩給は、戦前においても一時金でございました。○大出委員 だから私も一時金で言っているわけですが、指一本なくなつても一時金だ、だから戦前においてそうだったから返せという主張なんだろけれども、これはその必要がないと思ふれます。この対象はどのぐらいあるんですか。

○大屋敷説明員 調べましてあとで御報告申し上げます。○大出委員 「傷病年金受給者の遺族に関する問題」これは一般の災害保険等の例から見ると、労災保険等から見ると、この程度の、つまり傷病年金受給者が公務外の原因で死亡した場合の傷病年金自体が一般的に言うならば少し優遇されている、だからやむを得ないんじゃないか、こういう程度の審議会の理解ですか。

○矢倉政府委員 これは、傷病年金受給者の遺族というものは確かにいろいろな気の毒な面があるかも知れないけれども、大体傷病年金というのは比較的軽いほうでございますので、そこでおなくなりになった場合にも遺族にこれを支給することは適当ではなからう、かような理解でございます。

○大出委員 「有期の傷病恩給に関する問題」。有期でいくという結論なんだろうと思ふのでありますが、内部疾患、肺結核であるというふうな場合、よくなくなつたり悪くなつたりするということがそのつど検査をして格づけする。もう戦後これだけたつておるからいいじゃないか。それを皆さんのほうは、いやだめだ、まだやるんだ、こういう審議会の結論なんだろうと思ふのでありますが、たいへんな手数を要してそれまでやらなければならぬことに予算的な関連あるいはその他が考えられるのですか。

○矢倉政府委員 予算の關係よりも、大体われわれ見ておりますと症状がかなり変化がございます。重くなる人もありますし軽くなる人もあります。そこで五年有期のような形で見直していく現実的要求がございます。

という形で考えられるいわゆる恩給公務員として日本政府にあった人たちが満州に行かれた場合の措置と、それから、まず初めに満州国政府あるいは満鉄等においてになった方と、そこにある程度の格差があつてしかるべきではないだろうかとい

う、これも一つの戦後処理のしかたの問題でござい
ますが、そういう観点から、旧来の扱いとして
そういう格差を認めてきたというのは、やはりそ
れなりの理由があったと考えられるし、今日にお
いても、そういう満一日といわれるケースにつ
きましてはこれを見ないというのではなくて、最
短の恩給年限まで見ていくという線が適当であ
ろうということ、旧来とられてきた措置を是認
するということで、旧来とられてきたわけでご
います。

○大出委員　審議会の意見というのは、全く簡単にさつと片づけている。何か、どうもこれは少し遠慮して理由づけたような感じがするのですが、「外国政府職員または、外国特殊法人職員から公務員となつた者について、つまり、満州から日本へ来た日本、満鉄なら満鉄から、電電なら電電から——」その職員期間を普通恩給についての最短期間年限に達するまでを限度として通算することとしてゐるのは、終戦という特殊事情を考慮してとられた特別措置であるので、この制限を廃止することは適当でない」、これだけです。日——満——日なり日——満なりといういろいろなケースがあるわけですが、それらとの関連その他ここでは何にも述べていない。これだけ強い要求を持つ国鉄だけの電電だのというところは、退職年齢に達している方々さえもわざわざ先におくらせながら、前の附帯決議の趣旨に沿つてやっているわけですね。こういう方に、断わるなら断わるにしても、こういうそつけない説得力を全く欠いた客申の考え方としてののは、何と言われても納得できない。当時この席上であれだけ長時間私も——議事録をながめてみても相当のページを費やして議論している。お互いにたくさん理由を述べあつておる。それが、こういう理由も何もわからぬ全くそつけない断わり方というのはないと私は思ふのです。だから

ら、ここにこの談当者の方々の言うところの恩給審議会の答申に対する反論というのがあります。これは私も同感なのです。そういう意味で、せっかく皆さんが真剣に考えておるわけですから読み上げておきます。

昭和四三年三月二五日の恩給審議会答申は「外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間の通算に関する問題」について、「外国政府職員または外国特殊法人職員から公務員となつた者について、その職員期間を普通恩給についての最短恩給年限に達するまでを限度として通算することとしているのは、終戦という特殊事情を考慮してとられた特例措置であるので、この制限を廃止することは適当でない」との意

見を述べて、満日ケースの者の恩給完全通算に反対の意向を示している。しかしながら審議会の理論は、日満日、日満、満日のいずれのケースにも平等公平に適用さるべきものであるから、日満日、日満もまた最短期限をこえて通算することは適当でないこととなり、現行法で日満日、日満を完全通算していることを審議会は如何に理解しているのか。若し日満日、日満の完全通算は適当であり、満日の完全通算は不適当であるというならば、それは何故であるか。

日満日、日満の通算が適当である理由は何か。

日満日、日満の在職期間と満日の在職期間と何処に差異があるのか。同一策機関に、同時に同一条件で勤務していた者に対し、処遇上の差異を付ける根拠はどこにあるのか。

昭和十八年法律第七八号は、「外国政府職員となるため退職したる後、二年以上外国政府職員たりし者が、公務員として再就職し、一年以上在職した場合には、外国政府職員期間を通算する」ことを定めているが、この規定は、外国政府職員にだけ適用されるものであつて、外国特殊法人職員には適用はない。したがつて、特殊法人職員であつた日満日、日満の者の完全通算の根拠は、この規定にあるのではなく、その特殊法人の本質が、その形式如何にかかわらず実

質的には**国家機関**であつたこと、これはそのとおりだと思います。この昭和十八年法律第七十八号に根拠を求めて、日―満―日あるいは日―満というものを完全通算しておるのではないんですね。これは明らかに特殊法人ですか

ら、そうすると、この特殊法人の性格、これが完全通算をしておる理由にならざるを得ないわけです。これはここで言つておるとおりです。及び従来政府自体がその法人及び職員を、種々の点において国家機関及び公務員と同様に取扱つてきた事実が、日満日、日滿の完全通算の根拠であると理解せざるを得ない。このことは累年の国会審議において明らかに理解されたところである。

審議會もまた、普通恩給権を得て、外国政府職員等となつた者の通算に關する問題」については、「外国政府職員等となる前に普通恩給権を有していたかどうかによつて通算上差別して考えることは適當でないで、この要件を廃止すべきである」との意見を述べているが、その根拠は（人事管理上の必要ならば、既に普通恩給権を得ている者に対して、さらに加算する必要はないので）「その機關が國家機關と同様に取扱うのが本質上適當である」との審議會の意見であると考えるより外には考えようがない。しからば満日通算の場合も同一理念に立つべきではないか。

満日の者は、この特殊法人に、日満日、日滿の者と同時に、同一箇所勤務したが故に、処

遇の不均衡不公平（現実には満日の者の年金額は、同一条件の日満日の者の二分の一ないし三分の一であり、生活扶助の六割程度にしかならない）を是正して、日満日、日満と平等の処遇を要求しているのである。

問題のポイントは、現行法の不均衡は正にあるのであつて、審議会の答申は、問題の核心をそらし、問題のポイントに答えていないと言わざるを得ない。すなわち、満日通算に関する審議会の答申を「外国政府職員等となる前に公務

員であつたかどうかによつて通算上差別して考へることは適當でないので、この制限を廃止すべきである」と改むべきであつて、この答申は「満日の通算問題と、普通恩給権を得て外国政府職員となつた場合との間の基本理念に矛盾撞着

かあると言わざるを得ない。

こゝういふ反論ですが、これは前にすでに私は述べておるわけでありまして、その上で、この委員会は附帯決議をつけた。ところが、その附帯決議がついていて、こゝういふ論議を長々とやつておる。この場合も恩給をもらつていた人について論議しておるわけであります。向こゝうでもらつていたからというなら返還措置をとればいい。方法は何ほでも書いてある。だから、それはやはり特殊

法人の性格論議になつていくわけであります。だから、そういうた議論の上にそのことを御承知で答申が出たんだとすれば、こんな三くだり半みたいな書き方というものは、私はまことに不都合だというふうに考える。何でこんなにわずかばかりになつたのですか。

○矢倉政府委員　ただいま反論として出ているような課題は、その本質を考える当委員会の論議の中で、たとえば満鉄の性格をどう考えるかとか、あるいはその場合に、国家機関そのものでないかという御議論、あるいは見方によると、そういうふうにも見るのが困難だという議論、いろいろな議論も繰り返してまいっておるわけでございますので、そこで実は恩給審議会におきましても、われわれ事務局当局者としては、さような論議のは

どは十分に御説明を申し上げたわけでございます。そうして、先ほど御指摘になりましたような、確かに日―満あるいは日―満―日との格差というものはこの明文に触れた形で答えておりませんけれども、審議の過程では、やはりさような問題につきましても、われわれの側から説明をいたしておるわけでございます。そういう点から、どういうふうに考えるべきだという論議が繰り返された後、確かに答えとしては非常に簡単な文章になつておりますが、この背後にはかなりの論議が

し上げませんが、四十億五千五百万円、留守家族
援護費その他を含めて五億円厚生省の分がありま

したから、したがって、三十五億五千万円になるんだらうと思います、恩給関係は。その一番
 どんじりで野党の側が反対をするのだらうからとい
 う理由がついて、与党の皆さんの予算折衝がだい
 ぶ難航した。そこで、一体わがほうは、つまり私
 どものほうであります、どうなんだという御相
 談をいただきまして、私も実は何とか恩給は—
 いまの恩給というものは、増額改定をすべきだと

いう意見を持っていたから、そのほうの党内の立場を専門にやっておる関係もありまして、反対でないということを申し上げた。結果的に大蔵当局は、野党の恩給関係の方とのやりとりの中では、その趣旨のことが反対の理由にあげがたくなつたというようなこともあつて、最終的にまとまつた。その過程で満一日のケースというのは一体どういうことになつたのだということを私が

承ったところが、与党の關係の筋の方々といろいろ御相談を進めておりますので、実はこういうことだったのです。そこで私のほうも、その關係の筋の方に念を押ししましたら、話し合いが大体いいところへきている、何とかなる、だからひとつ御安心をというので、しかばらそこから先に深入りはしませんからということ、私は実は納得したわけでありました。ふたをあげてみたらどこかに

○辻説明員　四十三年度予算編成当時におきましては、御承知のように、恩給審議会が審議中でござります。そこで、この間、いろいろと御意見を伺つてまいりました。ところが、先般の御答弁によりますと、御意見の中には、御希望の通りにはなっておりません。そこで、今日的事情の中で、そこらのところは、どういふふうに満—日ケースについて、予算という立場で大蔵省側がお受け取りになっているかということですね。御答弁をいただきたいと思うのです。

○辻説明員　四十三年度予算編成当時におきま

いまして、お尋ねの問題も他の制度とあわせてその審議の対象となっておりましたので、その結論をまちまして検討いたすのが適當ではなからうか。このように申し上げた次第でございます。

なぜならば、恩給審議會は、恩給全般の——たいへん御足労だったのですが、そこにおいてをいたわだいたわけですが、三つに分けまして、締めくくりの一つを入れて、四つに分けて恩給というものを審議會は検討した。そうすると、ある時点で三十五億五千五百万なり、全部で四十億五千五百万、奨護費が入っておりますから、厚生省関係が五億ありますから。これらのこともその大半が、調整規定も含めまして審議會の検討事項なんです、ね、恩給というのは。だからこそ大蔵省の方々は、すべて審議會の検討事項であるからというので、もともとあそこで恩給予算を組むことに不賛

成だつたはずなんです、新聞の伝えるところによれば、そのところをまず明らかにしていただきたい。

○辻説明員　予算編成当時恩給審議会の御審議中であつたとして、まだ最終的結論を得るに至つていなかったことは御指摘のとおりでございます。しかし四十二年度におきまして、恩給の年額の調整をいたしました趣旨は、四十二年度に中間答申

の趣旨に従ひまして、それにもとらない範囲内において改善措置を講じた、こういうことでござい
ます。

○大出委員 おかしな話を承りますが、中間答申
というのは何回出しましたか。

○辻説明員 四十一年の十一月二十九日に中間答
申があつたように承知いたしております。

○大出委員 その中間答申を受けて昨年恩給改定

をしたのです。そうでしょう。そうすると、予算編成が終わって、三月末までに審議会が答申をするとは明らかに成つておつた。二年間ということだから、二年間はつておけないので、審議会をつくるときに私はここで条件をつけた。だから、中間で審議会はものを言えと言つた。そこでものを言つた。それは処理をしたのです。そうすると、いまお話しのとおり、四十一年十一月の中

間答申なんですから、そのあとでもう一ぺん中間答申が出たのじゃない。これは間違いなく政治的な配慮というものがあつて、今日のこの恩給改定

につながる予算措置が行なわれたはずなんです。そうだとすると、それは審議会の検討事項なんです。何も満一ヶ月のみの審議会の検討事項じゃない。その中で満一ヶ月は審議会の検討事項だからということ、そのほかは予算を認めますというなら、これは筋が通らない、こういう筋書きになるのです。筋道は、この点だけはお認め願っておきたい。時にいろいろな政治情勢がありますから、無理を申し上げる気はない。

○辻説明員 四十一年十一月の中間答申におきましては、「政府が、将来の調整規定の運用を妨げない限度において」、「昭和二十六年を基準点とし、その後の消費水準の伸びを考慮して」、「適当と考える恩給の増額措置を行なうことが望ましい」ということになっておりまして、これによりまして四十二年度に調整を行なったことは御指摘のとおりでございますが、その後四十一年、四十二年におきましても、消費者物価の伸び等もございまして、先ほど申し上げました中間答申の趣旨にもとらなない範囲内において今回の改善措置をとったわけでございまして。

○大出委員 当初大蔵省は、一生懸命恩給審議会の審議中だからといって全額拒否をしている、これはもう隠れもない事実です。私も話しをしたのですから、頼まれたのですから。野党がまっくらから反対だというのじゃ困るんだということが大蔵省側の拒否理由になったというので、野党の側が賛成だと言声をかけろというので、だから私はその間の事情をみんな知っている。それをここであなたにそこから先答えさせようと思いません。うなずいておられるからいいんですけれども、そういうデリケートな事情があつて、今日恩給の改正案になつてゐる。だから、そういうことになるとすれば筋道として、満一ヶ月は審議中であつたから、あれだけは特に除いたんだというにはならぬのです。もしも審議会がこの満一ヶ月のケースについては拒否回答を出すんだということがわかつておつてというのだとすれば、なお事件はたいへんなことになる。だからそれで

はないんだと思う。そうだとすれば、それは理由にならない。だから今日まで来ると、そういう意味では十分理由があることで、私どもの機関、この委員会ですれこれ処理をしなければならぬ問題になる、こういうふうにするのです。各党の皆さんにひとつ御議論をいただいて、附帯決議の趣旨に従つて処理するという方向で、私は理事会その他御相談をいただきたい、こういう問題をこの際提起をいたしておきたいと思つてあります。

どうもたいへん長くお待たせしまして恐縮でございました。

○大屋敷説明員 先ほど御質問がございました目症者の該当者でございますが、調べましたところ約五万人でございます。

○大出委員 わかりました。

それでは次に、少し急いでものを申し上げますが、「外国政府職員等の留用または留用された期間の通算に関する問題」というのが一つございまして。満一ヶ月のケースは、先ほど申し上げたとおり、あとでひとつ処理をさせる努力をお願いしたいと思つております。

これは八月八日にソ連が参戦をしたこの日で区切つて留用期間を公務員は見えてきた。軍人は二倍でしたかね。こうなつてゐるわけ。この外国政府職員等の留用、留用された期間を公務員期間に通算するかどうか、こういう問題だと思つております。これは結果的によからうという結論のようですが、ちょっとこのところを説明してくださいます。

○矢倉政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 確認だけしておきたかたつたわけでありまして。

次に、「普通恩給権を得て外国政府職員等となつた者の通算に関する問題」。日本で普通恩給をもらつてゐた、満州につとめた、その場合、これはもらつてゐた人の通算をしない、こういうわけですね。これは前に私は、返還なら返還という方法をとつてやれという意見を述べました

が、さっきのこの例にも反論の中にもありました。これは何かしようというこのように思ひますけれども、ところで返還の方法その他はどうでしょうか。

○矢倉政府委員 これは、旧来はもう恩給をもらつて行かれた人だからという意味で、それを見ない、ことにいたしておりましたが、今回はこれを見ることにいたして、そして通算をしてみたい。今度はその間の旧来受けられた恩給についてはその額を一応調整していく、かようなことにならうかと存じます。

○大出委員 それから、「外国政府職員等の在職期間を通算する場合の昭和二十年八月八日まで在職したという要件に関する問題」、これは八月七日でやめたらだめなんですね。ここらあたりのところは、具体的に言えだいたい問題がある。箇条でつけようと思つても、これは論議をされたところではないかと思つておりますが、どういふことになつておりますか。

○矢倉政府委員 一応いろいろな論議の末、八月八日というソ連参戦の日をけじめにいたしました。こゝろの措置を旧来とつてきておるわけでございます。軍人等につきまして、そのときに、たとへば、八月七日に在職したというふうな場合に問題が存する。しかし、この人たちは、旧来のわれわれの調べた例では、大体身分を継続しながら行つておられますので、たいていの人はそれで救はれてゐると思つて。したがつて、八月八日というこの制限はそのままにいたしても問題はないから、かようなことでこゝろの結論が出たわけでございます。

○大出委員 大部分はとおっしゃる限り、少しはというのが出てくるはずでありまして、その少しはの方が気の毒だから取り上げてゐるわけ。私自身もそうなのでありますけれども、私も召集を食つて出かけたほうなんです、当時は帰つてきまして、出ていく人は少ないのであります。私も官庁に籍があつて出征をしたのですけれども、籍を抜いて出かけていったわけですよ。

そういうケースが当時たくさんあつた。ということは、主任なら主任のポストで籍がありますと、この人は兵隊に在職したのだからということであつておつたことになる。そうすると、そこで困つたことが起こるといふのでやめて出ていく。そうすると、あとの人は非常に助かるということになる。あと補充もできますし、そういうことが実はございまして、そういう意味では籍を抜けていったのもずいぶんあり、抜くと云わないで行つて、本人の意思にかかわらず抜けたのもある。後段のほうになりますと、そういう例が幾つもございまして、こゝろの事例は私どもの関係の省の中でもたくさん見たり聞いたり、戦後直したりの経験がございまして。したがつて、そういうのは全く顧みられないということになつてしまふ。これはまことに不合理ではないか、たいへんおかしいことだと思つてゐるのであります。いかがですか。

○矢倉政府委員 私たちの調査ではたぶんこれについては問題がなからうかというふうに実は事務局としては考へておつたわけでございますが、いまのような例がございまして、十分に検討したいといたしたいと思つてゐます。

○大出委員 いま私があげたようなケースがある。とすればどうお話しなんです、現に私自身がそうなんです。あるのであります。ただ、私は士官学校の先生をやつておりましたから、外地に行かなかつたということでありまして、そういうケースは幾つもあるわけでありまして、したがつて、やはりこの点はもう少しお調べいただきたい。たくさんケースでなければ、答申がこつてあつたらうとやうなことは幾らでもあつたらうと思つてゐます。八月八日というソ連の参戦の日を持ち出したこと自体が一つ問題があると思つて。これは言いたくないのですけれども、岸さんが総理のときに、あの人はかつて二年満州におられたということもあつて、二キースケというやうな時代もありましたから、縁が深

いのでしようけれども、満州のやつは見ろということになって、これは見るようになってしまつてから、恩給局大あわてにあわてて八月八日なる参戦の日を持ち出したという歴史的過程があるので、矛盾があるのはあたりまえです。だからその矛盾がある限りは私はこれを直していただきたい、御調査をいただきたい。いかがですか。

○矢倉政府委員 十分調査します。

○大出委員 次に、「外国政府職員等の在職期間を通算する場合のこれらの職員となるため公務員を退職したという要件に関する問題」このところはいくつかの問題があるのですけれども、まずひとつこれはどういふことが理由になつたのか。

○矢倉政府委員 この問題は、たとえば関東軍におかれて、それから満州国政府に移られた、この場合に、引き続きの問題は必ずしも明確でない場合がある。そこでそういう場合は結局なるために行かれたということが推認できるような事案が多いので、そういうものは見たいいいじゃないか、こゝういふ結論でございませう。

○大出委員 これは「事実上外国政府職員等となるため公務員を退職したものと認められる事例について、通算措置を講ずるよう配慮すべきである」といふ条件がついておられますからね。これはどういふ一言、おまえへ行けといふようなことを言つたのでやめたとか、あるいは満州開拓の青雲の志を抱いて出かけたとか、意気に感じて大陸に行つたとか、いろいろなケースがあると思ふのです。

それをいまこの条件でいきますと、あなたは上司から言われたのですか、あなたは青雲の志の口ですとか聞かされたわけですか、申請がでた場合にですね、そういうややこしいことになるのです。この種の「満州ケース」もいろいろあるケースがあると思ふのですが、これはあまりこゝういふ条件は付さないといふことでもいいのじゃないかと思ふのです。いかがですか。

○矢倉政府委員 やはり恩給公務員として考える場合には、何がしかのそういう条件がつかないけれ

ば困りますので、そこでこれは立法化ということよりも制度の運用面で考えていく、かようなことで措置をしていきたいと思います。

○大出委員 ということならばその点はよくわかりますので、冒頭に申しましたように、なるべく幅広く救済するものは救うという一確かに恩給と結びつかないものは困りますけれども、そういう立場に立つた運用をお願いしたいと思ひます。

それから「外国政府職員として公務死した者の遺族に対する公務扶助料の支給に関する問題」、こゝういふことであります。これは私は非常に大きな問題があるように思ふわけですが、これは少し機械的過ぎはせぬかという気がするのであります。仏さまに聞かなければわかりませんといふことは事済まぬのじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○矢倉政府委員 確かにこの方々は非常にお氣の毒だと思ふのです。しかし、外国政府職員そのものでおられた方は、やはり恩給対象の方々ではなかつたものでありますから、そこで、通算関係の対象としては見てまいりますけれども、遺族にまで及ぼすといふのは本来の公務員制度を曲げることになるのじゃないかという懸念から、かような結論を出されたわけでございます。

○大出委員 この点は別な拾ひ方はないかといふ気もするのですがね。建設省の満州国の事務所長をやつておられた方で、匪賊の討伐をやつてびつこになつた、この当時の満州国の恩給制度に基づいて傷病恩給を、証書を持ってもらつていたわけですね。これが時の変動で満州国がなくなつたわけでありまして、たまたま日本の官庁に帰つてくれば別ですが、そうでなければその証書はそれっきりになつてしまつて、相変わらずどうもからだが悪いといふようなケースがあるのですけれども、これは、死んだ人もだめだといふのだから、生きてゐるのだからおだめだといふことになつてしまふのです。死んだ人の場合だつて、どうやつて死んだかわからない、仏さまに聞いてくれといふことになつてしまふ。だから、これは

そう簡単に割り切つてしまつていいのかどうかといふ気がする。拾へば拾へるのではないかといふ気がする。あるいは別な方法も必要になるのではないかといふ気もする。したがうして、これらの問題は、いま提起されている理由ばかりから、それらのところを、もう少し時間をかけて、いろいろなケースをながめていただいてひとつ御検討いただきたいと思ひます。

それから「旧北支新社会および在外国策会社等の職員期間の通算に関する問題」です。これは、旧北支新社会といふのを入れますと、これはだめだ、こゝう簡単に言つてみても、実は当時の記録があるのです。記録といひますか、「外国政府・外国特殊法人・外国特殊機関の職員」の在職期間についての恩給法上の取り扱いについて」の一番最後ですね。第四十六国会における改正。昭和三十九年ですから、最近なんですね。法律百五十一号。「次の外国特殊機関の（政令で指定）の職員となるため、普通恩給所要年限未満で恩給公務員（既存の法律によつて認められてゐる外国政府職員、外国特殊法人職員を含む）を退職した者が終戦時まで当該外国特殊機関職員として在職してゐた場合には、その職員期間を恩給公務員期間に通算することとした。」「政令指定の外国特殊機関」ここに問題があるのです。1、旧満州開拓義勇隊訓練機関「2、旧満州協和会」「3、旧上海共同租界工部局」こゝういふことなんですね。

これでいきますと、旧満州協和会といふのは、日本でいへば大政翼賛会みたいなものですね。戦争協力機関です。そうすると、旧大政翼賛会と同等のものを旧満州協和会といふことで、政令指定の外国特殊機関として認めたのです。そうなる

と、ここにある、つまり旧北支新社会、旧北支那開発株式会社、旧満洲農産公社、旧満洲拓殖公社、以下つとあります。これらも國運は出てくるのです。これを入れておきますからあなたのおこと。いまさらこれは切るわけにいかぬでしょう。そうすると、これらの関係はどうなのですか。権衡を欠きますよ。

○矢倉政府委員 広げていけばどこまで広がるかといふことでございますが、協和会を認める場合には、協和会の職制が非常にはつきりしてありまして、その内容からして恩給公務員としては認めたほうがよろしいといふことで、いわゆる特殊法人と特殊機関という分け方をいたしました。特殊法人といふものは比較的厚くした。それから特殊機関といふものは協和会などは、それからすれば若干の制限を付した形では認めるというのが、いまお読み上げのときの立法の趣旨であつたわけであり

ます。それと比べますと、実はここに出ておられます北支新社会等は、その点が非常に不明確でございまして、またそこに理由としてあげられたように、同種国策会社といふのはどこにもありません。それで、それを一方では恩給公務員として見ておられるので、それとの関連上もこれを認めるということには問題がある、かような結論に相なつておるわけでございます。

○大出委員 この種の旧会社等に關係のあつた方々がもし一つの団体という形でお集まりになるようだとすると、それほどの方々がおられなければ別であります。もしそうだとすると、これは今後新しい運動が起こつてもいいけないとはいへない一つの根拠が、いまの協和会にある。どこまではつきりしてゐたかといふことは見方でありまして、したがつてその点についてはやはりそう簡単に切り捨てておくといふわけにもいかない。広げるものはどこまで広げるかといふこととつながら、それが冒頭に私は申し上げておるのです。したがつて、どこから切るかといふ問題が出てくるわけでありまして、これが一つのけじめだとすれば、そのけじめをつかむものの一つであらう、こゝういふふうに実は私は思ふわけでありまして、したがつて、そこらのこともひとつ御検討いただきたい問題だ、こゝういふ気がいたします。いまの点は意見だけ申し上げておきます。

それから、「満鉄社員に対する恩給に関する問題」これははつきりしてゐると思ふのでありますけれども、日一満だとかあるいは日一満一、満一

日を見るならば、満鉄につとめておった人、これは満州電報も入るかも知れませんが、それも見えていいじゃないか、政府機関にすべきものをしなかったのですから、国策会社なのだから。これこそはつきりし過ぎているくらいはつきりしているのです。当時の歴史を読みますと、満州国政府自体がやろうか、日本がやろうかと考えたのだけれども、国際的な関係で会社をつくったということでありまして、それを見ろ、こういう意味だと思ふのでありますけれども、これはそういうこととあります。

○矢倉政府委員 満鉄オンリーの方については、実はこの結論としては残念ながら認めにくい、かように考えます。

○大出委員 実は私、これはさういふんこまかく申し上げてまいりましたが、さき申し上げましたように、お聞きいただいておりますかと思ふのであります。君がそれは不勉強なのだからしかたがないじゃないかと言われればそれこそ私もしませんが、相当関心の強い方がたくさんおいて、私のところにも客申なるものを何と送ってくれたというのさういふんあるのです、私が恩給を手がけているせいもありまして、ところが、これを送ってやっても世の中の諸君にはわからぬのですよ。だからせめて私が一項ずつ質問申し上げてお答えをいただいて、議事録ができれば読めばわかるだろう、こゝろは思つて、なおかつ各項に意見がありますのでやってみましたが、こんな時間になりました。へん恐縮でございますが、ただいま民社党の受田委員のほうから先ほどの満一日電等に関する御意見が御座います。なるやうでございます、これは理事会の運営のしかたからいいますと、関係の党で御相談をいただくのは御発言を賜つておくのが当然でございます。私ばかりが御発言しておるわけにはまいりません。しかし、あと残つたところには看護婦さん、日赤といふところにおるがゆえにこゝ

なっているとか、戦犯の方あるいは追放関係の方等々の問題など、だいぶ大きな問題も御座います。それから教育職員の問題等があります。したがって、中には、御主人が働いておつて奥さんが働いておる、両方学校の先生だといふ場合には、御主人のほうになつたといふ場合なら問題はないのであります。奥さんのほうになつた場合には、つまり御主人が遺族として何がしかの恩給をもらつたといふケースなんかについてはだいたい条件がついておるのです。これは公務員法上男女平等の原則がございまして、いまさらここで実質的にどうのこうのなんて妙なことをいっておる面権は女性にはないなどといふばかなことになつておる国であります。考え方としてはあるいはやむを得ないのかもしれない。しかし、さういふ問題がたくさんありますので、たいへん恐縮でございますが、いままで申し上げたのが大部分でありまして、残りのほうは数少ないのであります。から、ひとつあらためて火曜日にでも締めくくりにさせていただきます。この点をつけ加えて申し上げます。受田さんのほうとかわりたいたいと思ひます。時間の関係で途中で打ち切らしていただきます。たいへんありがとうございます。

○三池委員長 受田新吉君。

○受田委員 このたびの恩給審議会の答申の中に入つたわけては外国政府職員または外国特殊法人職員としての通算措置に関する幾つかの問題だけをきょうは取り上げてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

外国政府職員とらたわけておる外国政府、これは日本のかいらい政権と申されては満州国政府、蒙疆、南京政府、そのほかあります。か、お尋ねを申し上げます。同時に、外国の特殊法人と称せられて日本の国家目的に合致した九つの特殊法人、満鉄、華北交通あるいは華中鉄道でしたか、さういふ九つの法人、これ以外に問題のものがあるのか、実際はこの審議

会でこれ以外のものが討議されたかどうか、お答えを願ひたいのです。

○矢倉政府委員 いわゆる外国政府等ということであらわされます問題は、外国政府と称せられた満州国政府その他蒙疆関係の政府職員であつた人たち、それから特殊法人としての満鉄等これに類する機関の職員、それから先ほど申し上げておりますような協和会等の特殊機関職員及びそれに類型を同じくするじゃないかという御主張でいろいろの問題が出ておる。これは先ほど課題になりました新社会その他国策会社関係、かような点につきましても審議会で現に提起をされておる課題はすべて論議の対象にする、かような状態で進んでおります。

○受田委員 一例を満州国にとりましますと、満州国は日本がつくつた政府である、これはもう当時及び今日において世界周知のこととあります。したがつて、満州国には、大臣は向こう様の人がおつても、次官以下はこちらの人が全部。こちらの意図でつくられた政府だけに、職員は日本の政府と同じような形のものであつた。したがつて、関東軍司令官もおれば駐滿大使もおる。さういふものの実権は、満州国皇帝陛下の向こうのお役人を実質的に指揮命令をしてきた。これは周知のとおりであります。さうすると、戦争中の末期に、南方に司政官といふのが出た。まづろわぬ者どもをまづろわすために司政官が出た。それと同じ仕事を満州でやつておつたとするならば、一方は司政官で赴任した、一方は満州国の職員として採用されたといふ者の間には、実質的な相違は私はないと思ひます。いかがでしょうか。

○矢倉政府委員 これまで論議が繰り返されてきた点でございますが、司政官の場合と同じ条件にないものは、いわゆる日一満とか日一満一日の場合が一般的に類似のケースだと思ひます。ただ、満州国政府といふものをどういふふうに見ていくかという点でいろいろ論議がございまして、やはり当時の恩給制度及び今日の恩給制度の中で考へる立場からいいますと、恩給的にはそのもの

ずばりといふふうな考え方では評価しにくい。さういふところから、これまでは、最初から満州国政府あるいは満鉄にお入りになつた方は、いわゆる制限の付せられた形で資格を見ていこう、これがいわゆる戦後処理の精一ぱいのやり方だといふこととで今日までやられてまいつたわけでございますが、しかし御議論が非常に実は繰り返されてまいりまして、その間でさういふ考え方をとるときに、一体均衡上それを日一満とどう区分できるのかという論議がございました。そこに私たちも検討の課題が存しますといふことを申し上げてまいつたわけでございます。しかし恩給審議会ではさういふ答申が出てまいりまして、どのように考へるかといふふうな点がおそらく御議論の中心であらうと考へられます。

○受田委員 すでに、日一満一日というコースをたどつた方々には、十年以上前にこの通算措置の特典が付与されておる。そのときに私もお尋ねをして、日一満一日を通算する以上は、日一満も、あるいは満一日も同じ条件でやればいいのではないかとことを、さういふ私が申し上げておると同じような形で、外国政府すなわちわが政府は日本がつくつた政府であつて、その公務員は日本の命令で動いた公務員という意味で、かつてに、そこへ就職させてくれといふような簡単なことではなかつたという趣旨を十年以上前からずっと私は述べておる。だから満州国、満鉄、さういふものは日本の内部における者と同等に見ていい性格である。駐滿大使あるいは関東軍司令官の命令によつて宣誓をし、そしてそれによつて公務を執行した、さういふ形でありましますから、国家の公務を執行した責任者としては同じ立場に置くべきである。ただ、いま局長が言つたやうに、制限をせられたといふところに、何かさう奥歯にもののはさまつたやうな印象を御答弁でいただいておりますので、満一日の場合に最小限の恩給年限に達する者を認めた以上は、これはもう当然その性格からいって、日一満であらうと日一満一日であらうと満一日であらうと、同じ観

点でこれを論ずるべきものである。私もそれを終始
考えておりましたけれども、答申にそれがはさ
れていたという事をはなだ奇異に感じたわけ
なんです。しかし、これは恩給局長さんを中心
の政府から出た幹事役の方々の圧力ではなくして、
審議会そのものがきめたという事でございま
す。それから何をかいわんやと思うのでござい
ます。政府としては、私がいま指摘した日一満一
日は日一満、さらに満一日というコースは公務
執行の基本問題として同一視すべきであるとい
う観念については、局長さん、いまの公務執行
並びにその性格等を判断するときに、これはか
いらい政権であつたがゆえに、向こうの意図は
ほとんど看板だけ置いてあるだけで、実質的に
こつちがやつたという意味においては同じに見
ていただくべきではないかと思つております。恩
給局長さんとしては、従来の恩給のたてまえから
議論でたいへんお苦しいであらうと思つてくれ
ども、その政府のかつこうというものは私がいま
論述したようなかつこうでお認めいただけませ
んかね。

○矢倉政府委員 実には満州国政府という例をお
あげいただきますと、いま御指摘のような非常
に近い、あるいはもう日本政府とほとんど格差
がないくらいに——かいらいというおことばを
述べられましたけれども、非常に近いじゃないか
という事でよくわかるのですが、なお、これは
満州国政府と満鉄を同じに扱っておりますし、
関係の諸機関というものを考えてまいりますと、
びたりそのものだということが非常に言いにく
い点がございます。したがって、旧来実は満一
日がまるつきり措置されていいたのではな
く、ある程度これを最短資格年限まで見るとい
うことを言つておりました。その措置は、日一
満あるいは日一満一日との均衡的な一つの立
場ではなかつたか、かようなことを旧来政府
側はとつてきておりました。実は当委員会の
附帯決議もあり、また片や審議会の答申も出
ておるといふ

ところに非常に御答弁申し上げにくい線がござ
いますので、御了承いただきたいと存じます。

○受田委員 おしまいです。満鉄から国内に帰
られた職員はいまやうど退職盛りであるとい
う意味で、この国会の附帯決議の実施の一日も
すみやかならんことを期待しておるといふ段
階、そしてその退職金におきましても大きな開
きができるという意味で、もう戦争が終わつた
という観点からは、この問題の処理は、国内で
ずつと勤務した人も、外国から帰られてこち
らで勤務を続けた人も平等の原則、戦争犠牲
者公平負担の原則を尊重するという意味から
も、恩給法のたてまえからいって異例ではあ
らうが、多少忍びないものがあるが、性格的に
は平等であるという意を確信しておるのでござ
います。いま非常に含みのある御発言をいた
だいたのでございすが、私が指摘した問題も
含めまして、最後に御意見を伺つて私の質問
を終わります。

○矢倉政府委員 この問題はいずれにいたしま
しても戦後処理の問題でございすので、戦後
処理の限界をどのように考えるかという点に
国会の御議論の点もございす。また政府側
の従来答えてきた態度もそこら出発いたして
おりますので、そこらの点のかね合ひをどの
ように考えるかという点に課題があるのでは
なかつたか、かように考えるわけにございま
す。

○三池委員長 本会議散会後再開することとし、
休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十三年四月二十六日印刷

昭和四十三年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局